

工種	共通仮設費
----	-------

改定理由	一部改定	現行	改定	備考																															
			現行																																
	現行	改定																																	
	表-1 工種区分	表-1 工種区分																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事 1. 橋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(R C構造)、スノーシェッド(R C構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における橋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮縫手(新設)、床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事にあって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、橋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、橋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、渠(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事にあって、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、橋門、橋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>P C橋工事</td> <td>工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(バッティング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	河川工事	河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事 1. 橋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(R C構造)、スノーシェッド(R C構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における橋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮縫手(新設)、床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	海岸工事にあって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、橋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、橋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、渠(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事にあって、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、橋門、橋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事	P C橋工事	工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(バッティング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事 1. 橋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(R C構造)、スノーシェッド(R C構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における橋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮縫手(新設)、床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事にあって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、橋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、橋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、渠(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設及び塗装工事に関する工事にあって、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、橋門、橋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>P C橋工事</td> <td>工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮縫手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	河川工事	河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、 護岸工 光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事 1. 橋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(R C構造)、スノーシェッド(R C構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における橋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、 橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮縫手(新設)、 床版打替工 、 沓座拡幅工 、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	海岸工事にあって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、橋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、橋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、渠(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装工事に関する工事にあって、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、 スノーシェッド(鋼構造) 、 ロックシェッド(鋼構造) 、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、橋門、橋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	P C橋工事	工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事	橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮縫手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)	
工種区分	工種内容																																		
河川工事	河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																		
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事 1. 橋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(R C構造)、スノーシェッド(R C構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における橋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮縫手(新設)、床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																																		
海岸工事	海岸工事にあって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、橋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、橋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																		
道路改良工事	道路改良工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、渠(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																		
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事にあって、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、橋門、橋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事																																		
P C橋工事	工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事																																		
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(バッティング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																		
工種区分	工種内容																																		
河川工事	河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、 護岸工 光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																		
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事 1. 橋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(R C構造)、スノーシェッド(R C構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、P C橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における橋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、 橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮縫手(新設)、 床版打替工 、 沓座拡幅工 、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																																		
海岸工事	海岸工事にあって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、橋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、橋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																		
道路改良工事	道路改良工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、渠(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																		
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装工事に関する工事にあって、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、 スノーシェッド(鋼構造) 、 ロックシェッド(鋼構造) 、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、橋門、橋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																		
P C橋工事	工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事																																		
橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮縫手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)																																		
積算上の注意事項																																			

工種	共通仮設費
----	-------

改定理由	一部改定	改定 現行	備考																																																					
現 行		改 定																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路にあって、次に掲げる工事 1. 伸縮手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、高欄取替工、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事 2. 道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置 3. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1、2及び3に類する工事 ※1：局部的新設、復旧、更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事 1. 防災天端・法面等の補修工事 2. 標識、境界杭、防護柵及び駆止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 5. 1、2、3及び4に類する工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内 容	共同溝等工事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事 1. 伸縮手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、高欄取替工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 2. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 3. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1、2及び3に類する工事 ※1：局部的新設、復旧、更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事 1. 防災天端・法面等の補修工事 2. 標識、境界杭、防護柵及び駆止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 5. 1、2、3及び4に類する工事	下水道工事	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理盤工、アスファルト安定処理盤工、砕石路盤工、凍土抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(バッティング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td>共同溝等工事</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路にあって、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 地すべり手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、高欄取替工、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事 3. 道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧、更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 提防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駆止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事</td> </tr> <tr> <td>下水道工事</td> <td>下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (1) 下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内 容	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理盤工、アスファルト安定処理盤工、砕石路盤工、凍土抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(バッティング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等工事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 地すべり手補修工 、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、 高欄取替工 、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧、更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 提防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駆止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	下水道工事	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (1) 下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	<p style="text-align: center;">→</p> <p>工種区分の改定</p> <p>工種区分の改定</p>
工種区分	工種内 容																																																							
共同溝等工事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																																																							
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																							
トンネル工事	トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																							
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																							
道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事 1. 伸縮手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、高欄取替工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 2. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 3. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1、2及び3に類する工事 ※1：局部的新設、復旧、更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局的な場合に適用																																																							
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事 1. 防災天端・法面等の補修工事 2. 標識、境界杭、防護柵及び駆止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 5. 1、2、3及び4に類する工事																																																							
下水道工事	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																																							
	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																							
	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																																																							
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																							
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																							
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																							
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																																							
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)																																																							
工種区分	工種内 容																																																							
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理盤工、アスファルト安定処理盤工、砕石路盤工、凍土抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(バッティング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																																							
共同溝等工事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																							
トンネル工事	トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																							
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																							
道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 地すべり手補修工 、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、 高欄取替工 、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧、更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局的な場合に適用																																																							
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 提防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駆止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事																																																							
下水道工事	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (1) 下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																																																							
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																							
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																							
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																							
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																																							
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)																																																							
積算上の注意事項																																																								

工種	共通仮設費の率分
----	----------

改定理由	一部改定	改定 現行																												
現行	改定		備考																											
<p>1) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正是別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に下表の補正值を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正值 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>1.5 0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地区をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。</p> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正是別表第1（第1表～第2表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>口) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）=対象額(P) × (共通仮設費率(K_r) + 施工地域・工事場所を考慮した補正值) 共通仮設費（率分）=対象額(P) × (共通仮設費率(K_r) × 施工地域・工事場所を考慮した補正係数) ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第4表による。</p> <p>3) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分	補正值 (%)	市街地	2.0	山間僻地及び離島	1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	1.5 0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>1) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正是別表第1（第1表～第5表）の共通仮設費率に下表の補正值を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地区をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。</p> <p>口) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正是別表第1（第1表～第3表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">1.3</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>口) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）=対象額(P) × (共通仮設費率(K_r) + 施工地域・工事場所を考慮した補正值) 共通仮設費（率分）=対象額(P) × (共通仮設費率(K_r) × 施工地域・工事場所を考慮した補正係数) ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第5表による。</p> <p>※ イ) 及び口)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、口)の補正を適用するものとする</p> <p>3) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	橋梁保全工事	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p style="text-align: center;">語句の修正</p> <p style="text-align: center;">語句の修正</p> <p style="text-align: center;">対象工種区分の改定</p> <p style="text-align: center;">適用の明確化</p>
施工地域・工事場所区分	補正值 (%)																													
市街地	2.0																													
山間僻地及び離島	1.0																													
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	1.5 0.0																												
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																												
市街地	鋼橋架設工事	1.3																												
	舗装工事																													
	電線共同溝工事																													
	道路維持工事																													
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																												
市街地	鋼橋架設工事	1.3																												
	橋梁保全工事																													
	舗装工事																													
	電線共同溝工事																													
	道路維持工事																													
積算上の注意事項																														

工種	共通仮設費の率分
----	----------

改定理由	一部改定	現 行				改 定	改 定 現 行	備 考			
		現 行		改 定							
		別表第1 共通仮設費率		別表第1 共通仮設費率							
		第1表		第1表							
		対象額 適用区分	600万円 以下	600万円を超えるもの	10億円を 超えるもの	対象額 適用区分	600万円 以下	600万円を超えるもの			
			下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率 とする。ただし、変数値は下記に よる	下記の 率 とする		下記の 率 とする	下記の 率 とする			
			A	b			A	b			
		河 川 工 事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河 川 工 事	12.53	238.6	-0.1888	4.77
		河川・道路構造物工事	26.94	6,907.7	-0.3554	4.37	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
		海 岸 工 事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	海 岸 工 事	13.08	407.9	-0.2204	4.24
		道 路 改 良 工 事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	道 路 改 良 工 事	12.78	57.0	-0.0958	7.83
		鋼 橋 架 設 工 事	26.10	633.0	-0.2043	9.18	鋼 橋 架 設 工 事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
		P C 橋 工 事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	P C 橋 工 事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
		舗 装 工 事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	舗 装 工 事	17.09	435.1	-0.2074	5.92
		砂 防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	砂 防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49
		公 園 工 事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	公 園 工 事	10.80	48.0	-0.0956	6.62
		電 線 共 同 溝 工 事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	電 線 共 同 溝 工 事	9.96	40.0	-0.0891	6.31
		情 報 ボ ッ ク ス 工 事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	情 報 ボ ッ ク ス 工 事	18.93	494.9	-0.2091	6.50
		第2表		第2表							
		対象額 適用区分	200万円 以下	200万円を超えるもの	1億円を 超えるもの	対象額 適用区分	600万円 以下	600万円を超えるもの			
			下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率 とする。ただし、変数値は下記に よる	下記の 率 とする		下記の 率 とする	下記の 率 とする			
			A	b			A	b			
		道 路 維 持 工 事	28.49	34,596.3	-0.4895	4.20	橋 梁 保 全 工 事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79
		河 川 維 持 工 事	9.05	26.8	-0.0748	6.76					
	I-2-(2)-8										
積算上の注意事項											

工種	共通仮設費の率分
----	----------

改定理由	一部改定	改定 現行	備考																																																																																														
	現 行	改 定																																																																																															
	第3表	第4表	表番号の修正																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超えて20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th rowspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td><td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table>	対象額		1,000万円以下	1,000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの	適用区分		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする	工種区分		A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超えて20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th rowspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td><td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table>	対象額		1,000万円以下	1,000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの	適用区分		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする	工種区分		A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	表番号の修正
対象額		1,000万円以下	1,000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの																																																																																													
適用区分		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする																																																																																													
工種区分					A	b																																																																																											
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																												
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																												
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																												
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																												
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																												
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																												
対象額		1,000万円以下	1,000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの																																																																																													
適用区分		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする																																																																																													
工種区分					A	b																																																																																											
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																												
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																												
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																												
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																												
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																												
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																												
	第4表	第5表	表番号の修正																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超えて50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th rowspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>12.29</td> <td>105.2</td> <td>-0.1100</td> <td>9.02</td> </tr> <tr> <td>フィールダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table>	対象額		3億円以下	3億円を超えて50億円以下	50億円を超えるもの	適用区分		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする	工種区分		A	b	コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02	フィールダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超えて50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th rowspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>12.29</td> <td>105.2</td> <td>-0.1100</td> <td>9.02</td> </tr> <tr> <td>フィールダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table>	対象額		3億円以下	3億円を超えて50億円以下	50億円を超えるもの	適用区分		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする	工種区分		A	b	コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02	フィールダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88	表番号の修正																																										
対象額		3億円以下	3億円を超えて50億円以下	50億円を超えるもの																																																																																													
適用区分		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする																																																																																													
工種区分					A	b																																																																																											
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02																																																																																												
フィールダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																												
対象額		3億円以下	3億円を超えて50億円以下	50億円を超えるもの																																																																																													
適用区分		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする																																																																																													
工種区分					A	b																																																																																											
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02																																																																																												
フィールダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																												
	(2) 算定式 $K_r = A \cdot P^b$ ただし K_r : 共通仮設費率(%) P : 対象額(円) $A \cdot b$: 変数値 注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。	(3) 算定式 $K_r = A \cdot P^b$ ただし K_r : 共通仮設費率(%) P : 対象額(円) $A \cdot b$: 変数値 注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。	章立ての修正																																																																																														
積算上の注意事項	I-2-②-9																																																																																																

工種	準備費
----	-----

改定理由	一部改定	改定		備考
		現行	改定 現行	
2-3 準備費				
(1) 準備費の積算				
準備費として積算する内容は次のとおりとする。				
1) 準備及び後片付けに要する費用				
イ 着手時の準備費用				
ロ 施工期間中における準備、後片付け費用				
ハ 完成時の後片付け費用				
2) 調査・測量、丁張等に要する費用				
イ 工事着手前の基準測量等の費用				
ロ 縦、横断面図の照査等の費用				
ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用				
ニ 丁張の設置等の費用				
3) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホー等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する				
伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積				
込み作業を含む）。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まれない。)				
4) 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備に要する費用に要する費用。				
5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上する。				
(2) 積算方法				
準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1), 2), 3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の 4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。				
2-4 事業損失防止施設費				
(1) 事業損失防止施設費の積算				
事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。				
1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用				
2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用				
(2) 積算方法				
事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。				
I-2-②-21				
積算上の注意事項				

工種	安全費
----	-----

改定理由	基準書の改定	改定 現行	
現行	改定	備考	
<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 交通管理に要する費用 2) 安全施設等に要する費用 3) 安全管理等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設费率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日(の)保安装置の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損耗 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 ② 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ③ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による） ④ 高圧作業の予防に要する費用 ⑤ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑥ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑦ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑧ その他、現場条件等により積み上げを要する費用 	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 交通管理に要する費用 ① 安全施設等に要する費用 ② 安全管理等に要する費用 ③ 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設费率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日(の)保安装置の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損耗 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 ①② 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ②③ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による） ③④ 高圧作業の予防に要する費用 ④⑤ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤⑥ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥⑦ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦⑧ その他、現場条件等により積み上げを要する費用 	<p>基準書の改定に伴う見直し</p> <p>基準書の改定に伴う見直し</p>	
積算上の注意事項			

工種	安全費
----	-----

改定理由	一部改定	現行	改定	備考																																																												
			現行																																																													
		<p>1) 交通誘導警備員の積算 現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。</p> <p>表2.1 交通誘導員の計上区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現場条件</th> <th>計算式</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>交通誘導警備員A 交通誘導警備員B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昼間勤務（8:00～17:00） 実働 8時間（交替要員無し）</td> <td>A × 必要日数 × N</td> <td>A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>昼間勤務（8:00～17:00） 実働 9時間（交替要員有り）</td> <td>1.2A × 必要日数 × N</td> <td>1.2A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>夜間勤務（20:00～5:00） 実働 8時間（交替要員無し）</td> <td>1.5A × 必要日数 × N</td> <td>1.5A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>夜間勤務（20:00～5:00） 実働 9時間（交替要員有り）</td> <td>1.8A × 必要日数 × N</td> <td>1.8A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>24時間勤務 実働 22時間（交替要員無し）</td> <td>3.0A × 必要日数 × N</td> <td>3.0A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24時間勤務 実働 24時間（交替要員有り）</td> <td>3.4A × 必要日数 × N</td> <td>3.5A × 必要日数 × N</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A : 交通誘導警備員単価 N : 配置人員 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3. 区分5、6は2交替制勤務とする。 4. 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。</p> <p>2) 呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当たり次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p>呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費 × 0.7% (円)</p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	区分	現場条件	計算式			交通誘導警備員A 交通誘導警備員B	1	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 8時間（交替要員無し）	A × 必要日数 × N	A × 必要日数 × N	2	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 9時間（交替要員有り）	1.2A × 必要日数 × N	1.2A × 必要日数 × N	3	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 8時間（交替要員無し）	1.5A × 必要日数 × N	1.5A × 必要日数 × N	4	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 9時間（交替要員有り）	1.8A × 必要日数 × N	1.8A × 必要日数 × N	5	24時間勤務 実働 22時間（交替要員無し）	3.0A × 必要日数 × N	3.0A × 必要日数 × N	6	24時間勤務 実働 24時間（交替要員有り）	3.4A × 必要日数 × N	3.5A × 必要日数 × N	<p>1) 交通誘導警備員の積算 現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。</p> <p>表2.1 交通誘導員の計上区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現場条件</th> <th>計算式</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>交通誘導警備員A 交通誘導警備員B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昼間勤務（8:00～17:00） 実働 8時間（交替要員無し）</td> <td>A × 必要日数 × N</td> <td>A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>昼間勤務（8:00～17:00） 実働 9時間（交替要員有り）</td> <td>1.2A × 必要日数 × N</td> <td>1.2A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>夜間勤務（20:00～5:00） 実働 8時間（交替要員無し）</td> <td>1.5A × 必要日数 × N</td> <td>1.5A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>夜間勤務（20:00～5:00） 実働 9時間（交替要員有り）</td> <td>1.8A × 必要日数 × N</td> <td>1.8A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>24時間勤務 実働 22時間（交替要員無し）</td> <td>3.0A × 必要日数 × N</td> <td>3.0A × 必要日数 × N</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24時間勤務 実働 24時間（交替要員有り）</td> <td>3.4A × 必要日数 × N</td> <td>3.5A × 必要日数 × N</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A : 交通誘導警備員単価 N : 配置人員 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3. 区分5、6は2交替制勤務とする。 4. 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。</p> <p>1.2) 呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当たり次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p>呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費 × 0.7% (円)</p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	区分	現場条件	計算式			交通誘導警備員A 交通誘導警備員B	1	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 8時間（交替要員無し）	A × 必要日数 × N	A × 必要日数 × N	2	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 9時間（交替要員有り）	1.2A × 必要日数 × N	1.2A × 必要日数 × N	3	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 8時間（交替要員無し）	1.5A × 必要日数 × N	1.5A × 必要日数 × N	4	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 9時間（交替要員有り）	1.8A × 必要日数 × N	1.8A × 必要日数 × N	5	24時間勤務 実働 22時間（交替要員無し）	3.0A × 必要日数 × N	3.0A × 必要日数 × N	6	24時間勤務 実働 24時間（交替要員有り）	3.4A × 必要日数 × N	3.5A × 必要日数 × N	<p>基準書の改定に伴う見直し</p>
区分	現場条件	計算式																																																														
		交通誘導警備員A 交通誘導警備員B																																																														
1	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 8時間（交替要員無し）	A × 必要日数 × N	A × 必要日数 × N																																																													
2	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 9時間（交替要員有り）	1.2A × 必要日数 × N	1.2A × 必要日数 × N																																																													
3	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 8時間（交替要員無し）	1.5A × 必要日数 × N	1.5A × 必要日数 × N																																																													
4	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 9時間（交替要員有り）	1.8A × 必要日数 × N	1.8A × 必要日数 × N																																																													
5	24時間勤務 実働 22時間（交替要員無し）	3.0A × 必要日数 × N	3.0A × 必要日数 × N																																																													
6	24時間勤務 実働 24時間（交替要員有り）	3.4A × 必要日数 × N	3.5A × 必要日数 × N																																																													
区分	現場条件	計算式																																																														
		交通誘導警備員A 交通誘導警備員B																																																														
1	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 8時間（交替要員無し）	A × 必要日数 × N	A × 必要日数 × N																																																													
2	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 9時間（交替要員有り）	1.2A × 必要日数 × N	1.2A × 必要日数 × N																																																													
3	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 8時間（交替要員無し）	1.5A × 必要日数 × N	1.5A × 必要日数 × N																																																													
4	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 9時間（交替要員有り）	1.8A × 必要日数 × N	1.8A × 必要日数 × N																																																													
5	24時間勤務 実働 22時間（交替要員無し）	3.0A × 必要日数 × N	3.0A × 必要日数 × N																																																													
6	24時間勤務 実働 24時間（交替要員有り）	3.4A × 必要日数 × N	3.5A × 必要日数 × N																																																													
積算上の注意事項																																																																

工種	技術管理費
----	-------

改定理由	一部改定	改定		備考
		現行	改定 現行	
	<p>2-7 技術管理費</p> <p>(1) 技術管理費の積算</p> <p>技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 品質管理のための試験等に要する費用 2) 出来形管理のための測量等に要する費用 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用 <p>(2) 積算方法</p> <p>技術管理費として積算する内容で共通仮設费率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。</p> <p>① 品質管理基準に記載されている項目（必須・その他）に要する費用</p> <p>② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用</p> <p>③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用</p> <p>⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用</p> <p>⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用</p> <p>⑧ P C 上部工、アンカーワーク等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p>⑨ トンネル工（N A T M）の計測Aに要する費用</p> <p>⑩ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>⑪ 溶接試験における放射線透過試験に要する費用</p> <p>⑫ 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>⑬ 品質証明に係る費用（品質証明費）</p> <p>上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>(イ) 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（N A T M）の計測Bに要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 <p>(ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <p>(ニ) その他、前記イ、ロに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p>現行どおり</p> <p>① 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用</p> <p>現行どおり</p> <p>(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（N A T M）の計測Bに要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 <p>(ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 <p>(ニ) その他、前記イ、ロ、ハに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p>語句の追加</p> <p>積上げを要する費用の追記（明確化）</p> <p>語句の修正</p>	
積算上の注意事項				

工種	現場管理費
----	-------

改定理由	一部改定	現行	改定	備考
			改定	

(2) 現場管理費の算定
現場管理費は別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。
なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（二）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。
2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正
現場管理費率の補正については、「1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」と「2) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」
1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正
施工時期、工事期間等を考慮して、別表第1の工種別現場管理費率標準値を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし重複する場合は、最高2%とする。
イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合
a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。
ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

b. 積雪寒冷地施工期間を次のとおりとする。

適用地域	備考
11月1日～3月31日 北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。
12月1日～3月31日 上記以外の地域	

c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。
d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。
補正率(%) = 冬期率 × 補正係数
冬期率=12月1日～3月31日（11月1日～3月31日）までの工事期間／工期
ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数	
積雪寒冷地域の区分	補正係数
1級地	1.80
2#	1.60
3#	1.40
4#	1.20

- （注）1. 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
2. 補正率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

I -2-(2)-30

積算上の注意事項

(2) 現場管理費の算定
現場管理費は別表第1（第1表～第5表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。
なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（二）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。
2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

語句の修正

現行どおり

工種	現場管理費
----	-------

改定理由	一部改定	改定	備考																																			
現行	改定	備考	語句の修正																																			
<p>□) 緊急工事の場合 緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1（第1表～第4表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。 なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正值 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山 間 隣 地 及 び 離 島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>地方部</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地： 施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。 D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地区をいう。 山間隣地及び離島： 施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通の影響を受ける場合： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>(注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。</p> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正是別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い 1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p>	施工地域・工事場所区分	補正值 (%)	市 街 地	1.5	山 間 隣 地 及 び 離 島	0.5	地方部	<table border="1"> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </table>	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	1.1	<p>□) 緊急工事の場合 緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正是、別表第1（第1表～第5表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正值 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山 間 隣 地 及 び 離 島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>地方部</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地： 施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。 D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地区をいう。 山間隣地及び離島： 施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するため指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通の影響を受ける場合： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>3) 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。</p> <p>□) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正是別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>鋼橋架設工事 施設保全工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ イ) 及びロ) の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ) の補正を適用するものとする。</p> <p>4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い 1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p>	施工地域・工事場所区分	補正值 (%)	市 街 地	1.5	山 間 隣 地 及 び 離 島	0.5	地方部	<table border="1"> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </table>	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事 施設保全工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	1.1	<p>語句の修正</p> <p>対象工種区分の改定</p> <p>適用の明確化</p>
施工地域・工事場所区分	補正值 (%)																																					
市 街 地	1.5																																					
山 間 隣 地 及 び 離 島	0.5																																					
地方部	<table border="1"> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </table>	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																	
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																					
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																					
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																				
市街地	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	1.1																																				
施工地域・工事場所区分	補正值 (%)																																					
市 街 地	1.5																																					
山 間 隣 地 及 び 離 島	0.5																																					
地方部	<table border="1"> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </table>	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																	
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																					
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																					
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																				
市街地	鋼橋架設工事 施設保全工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	1.1																																				
積算上の注意事項																																						

工種	現場管理費
----	-------

改定理由	一部改定	改定 現行																																																																																																																																																																																																			
現 行		改 定	備 考																																																																																																																																																																																																		
	<p>(7) 現場管理費の計算</p> <p>1) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正值) 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表～第4表）による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。</p> <p>別表第1 現場管理費率標準値 第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>42.02</td> <td>1,169.0</td> <td>-0.2110</td> <td>14.75</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>28.22</td> <td>52.6</td> <td>-0.0395</td> <td>23.20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>26.90</td> <td>104.0</td> <td>-0.0858</td> <td>17.57</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>32.73</td> <td>80.0</td> <td>-0.0567</td> <td>24.71</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>39.06</td> <td>105.6</td> <td>-0.0631</td> <td>28.56</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P C 橋工事</td> <td>30.09</td> <td>113.1</td> <td>-0.0840</td> <td>19.84</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>39.39</td> <td>622.2</td> <td>-0.1751</td> <td>16.52</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>44.58</td> <td>1,281.7</td> <td>-0.2131</td> <td>15.48</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>41.68</td> <td>366.3</td> <td>-0.1379</td> <td>21.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>58.82</td> <td>2,235.6</td> <td>-0.2308</td> <td>18.72</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>52.66</td> <td>1,570.0</td> <td>-0.2154</td> <td>18.08</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>51.14</td> <td>316.8</td> <td>-0.1257</td> <td>31.27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>41.28</td> <td>166.7</td> <td>-0.0962</td> <td>28.34</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額	700万円以下		700万円を超えるもの		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。	A	b	河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75		河川・道路構造物工事	28.22	52.6	-0.0395	23.20		海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57		道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71		鋼橋架設工事	39.06	105.6	-0.0631	28.56		P C 橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84		舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52		砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48		公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03		電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72		情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08		工種区分	対象額	200万円以下		200万円を超えるもの		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。	A	b	道路維持工事	51.14	316.8	-0.1257	31.27		河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34		<p>(7) 現場管理費の計算</p> <p>1) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正值) 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表～第5表）による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。</p> <p>別表第1 現場管理費率標準値 第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>42.02</td> <td>1,169.0</td> <td>-0.2110</td> <td>14.75</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>41.29</td> <td>420.8</td> <td>-0.1473</td> <td>19.88</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>26.90</td> <td>104.0</td> <td>-0.0858</td> <td>17.57</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>32.73</td> <td>80.0</td> <td>-0.0567</td> <td>24.71</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>46.66</td> <td>276.1</td> <td>-0.1128</td> <td>26.66</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P C 橋工事</td> <td>30.09</td> <td>113.1</td> <td>-0.0840</td> <td>19.84</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>39.39</td> <td>622.2</td> <td>-0.1751</td> <td>16.52</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>44.58</td> <td>1,281.7</td> <td>-0.2131</td> <td>15.48</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>41.68</td> <td>366.3</td> <td>-0.1379</td> <td>21.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>58.82</td> <td>2,235.6</td> <td>-0.2308</td> <td>18.72</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>52.66</td> <td>1,570.0</td> <td>-0.2154</td> <td>18.08</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>63.10</td> <td>1,508.7</td> <td>-0.2014</td> <td>29.60</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額	700万円以下		700万円を超えるもの		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。	A	b	河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75		河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88		海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57		道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71		鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66		P C 橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84		舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52		砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48		公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03		電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72		情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08		工種区分	対象額	700万円以下		700万円を超えるもの		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。	A	b	橋梁保全工事	63.10	1,508.7	-0.2014	29.60		<p>語句の修正</p> <p>工種区分の改定</p> <p>工種区分の改定</p> <p>次頁へ移動</p>
工種区分	対象額			700万円以下		700万円を超えるもの																																																																																																																																																																																															
		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。	A	b																																																																																																																																																																																															
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																																																																																																																	
河川・道路構造物工事	28.22	52.6	-0.0395	23.20																																																																																																																																																																																																	
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																																																																																																																																	
道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																																																																																																																																	
鋼橋架設工事	39.06	105.6	-0.0631	28.56																																																																																																																																																																																																	
P C 橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																																																																																																																																	
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																																																																																																																																	
砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																																																																																																																	
公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																																																																																	
電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72																																																																																																																																																																																																	
情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08																																																																																																																																																																																																	
工種区分	対象額	200万円以下		200万円を超えるもの																																																																																																																																																																																																	
		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。	A	b																																																																																																																																																																																															
道路維持工事	51.14	316.8	-0.1257	31.27																																																																																																																																																																																																	
河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34																																																																																																																																																																																																	
工種区分	対象額	700万円以下		700万円を超えるもの																																																																																																																																																																																																	
		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。	A	b																																																																																																																																																																																															
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																																																																																																																	
河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88																																																																																																																																																																																																	
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																																																																																																																																	
道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																																																																																																																																	
鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66																																																																																																																																																																																																	
P C 橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																																																																																																																																	
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																																																																																																																																	
砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																																																																																																																	
公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																																																																																	
電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72																																																																																																																																																																																																	
情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08																																																																																																																																																																																																	
工種区分	対象額	700万円以下		700万円を超えるもの																																																																																																																																																																																																	
		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数は下記による。	A	b																																																																																																																																																																																															
橋梁保全工事	63.10	1,508.7	-0.2014	29.60																																																																																																																																																																																																	
積算上の注意事項																																																																																																																																																																																																					

I-2-②-33

工種	現場管理費
----	-------

改定理由	一部改定	改定 現行																																																																																																																																																																	
現 行		改 定	備 考																																																																																																																																																																
	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; border: 2px solid red;"> <tr> <td colspan="2">第3表</td> </tr> <tr> <td>対象額</td><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円を超えるもの</td><td>20億円を超えるもの</td></tr> <tr> <td>適用区分</td><td>下記の率とする</td><td>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td><td>下記の率とする</td></tr> <tr> <td>工種区分</td><td></td><td>A b</td><td></td></tr> <tr> <td>共同溝等工事</td><td>(1) 48.95</td><td>367.7</td><td>-0.1251</td><td>25.23</td></tr> <tr> <td></td><td>(2) 37.50</td><td>110.6</td><td>-0.0671</td><td>26.28</td></tr> <tr> <td>トンネル工事</td><td>43.96</td><td>203.6</td><td>-0.0951</td><td>26.56</td></tr> <tr> <td></td><td>(1) 33.46</td><td>50.8</td><td>-0.0259</td><td>29.17</td></tr> <tr> <td>下水道工事</td><td>(2) 36.91</td><td>213.5</td><td>-0.1089</td><td>20.73</td></tr> <tr> <td></td><td>(3) 31.58</td><td>48.4</td><td>-0.0265</td><td>27.44</td></tr> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">第4表</td> </tr> <tr> <td>対象額</td><td>3億円以下</td><td>3億円を超えるもの</td><td>50億円を超えるもの</td></tr> <tr> <td>適用区分</td><td>下記の率とする</td><td>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td><td>下記の率とする</td></tr> <tr> <td>工種区分</td><td></td><td>A b</td><td></td></tr> <tr> <td>コンクリートダム</td><td>22.60</td><td>301.3</td><td>-0.1327</td><td>15.56</td></tr> <tr> <td>フィールダム</td><td>33.08</td><td>166.5</td><td>-0.0828</td><td>26.20</td></tr> </table> <p>(2) 算定式 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、J_o : 現場管理費率 (%) $N p$: 純工事費 (円) A, b : 変数値</p> <p>(注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分 の (二)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	第3表		対象額	1,000万円以下	1,000万円を超えるもの	20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする	工種区分		A b		共同溝等工事	(1) 48.95	367.7	-0.1251	25.23		(2) 37.50	110.6	-0.0671	26.28	トンネル工事	43.96	203.6	-0.0951	26.56		(1) 33.46	50.8	-0.0259	29.17	下水道工事	(2) 36.91	213.5	-0.1089	20.73		(3) 31.58	48.4	-0.0265	27.44	第4表		対象額	3億円以下	3億円を超えるもの	50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする	工種区分		A b		コンクリートダム	22.60	301.3	-0.1327	15.56	フィールダム	33.08	166.5	-0.0828	26.20	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">第3表</td> </tr> <tr> <td>対象額</td><td>200万円以下</td><td>200万円を超えるもの</td><td>1億円を超えるもの</td></tr> <tr> <td>適用区分</td><td>下記の率とする</td><td>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td><td>下記の率とする</td></tr> <tr> <td>工種区分</td><td></td><td>A b</td><td></td></tr> <tr> <td>道路維持工事</td><td>58.61</td><td>605.1</td><td>-0.1609</td><td>31.23</td></tr> <tr> <td>河川維持工事</td><td>41.28</td><td>166.7</td><td>-0.0962</td><td>28.34</td></tr> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">第4表</td> </tr> <tr> <td>対象額</td><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円を超えるもの</td><td>20億円を超えるもの</td></tr> <tr> <td>適用区分</td><td>下記の率とする</td><td>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td><td>下記の率とする</td></tr> <tr> <td>工種区分</td><td></td><td>A b</td><td></td></tr> <tr> <td>共同溝等工事</td><td>(1) 48.95</td><td>367.7</td><td>-0.1251</td><td>25.23</td></tr> <tr> <td></td><td>(2) 37.50</td><td>110.6</td><td>-0.0671</td><td>26.28</td></tr> <tr> <td>トンネル工事</td><td>43.96</td><td>203.6</td><td>-0.0951</td><td>26.56</td></tr> <tr> <td></td><td>(1) 33.46</td><td>50.8</td><td>-0.0259</td><td>29.17</td></tr> <tr> <td>下水道工事</td><td>(2) 36.91</td><td>213.5</td><td>-0.1089</td><td>20.73</td></tr> <tr> <td></td><td>(3) 31.58</td><td>48.4</td><td>-0.0265</td><td>27.44</td></tr> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">第5表</td> </tr> <tr> <td>対象額</td><td>3億円以下</td><td>3億円を超えるもの</td><td>50億円を超えるもの</td></tr> <tr> <td>適用区分</td><td>下記の率とする</td><td>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td><td>下記の率とする</td></tr> <tr> <td>工種区分</td><td></td><td>A b</td><td></td></tr> <tr> <td>コンクリートダム</td><td>22.60</td><td>301.3</td><td>-0.1327</td><td>15.56</td></tr> <tr> <td>フィールダム</td><td>33.08</td><td>166.5</td><td>-0.0828</td><td>26.20</td></tr> </table> <p>(2) 算定式 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、J_o : 現場管理費率 (%) $N p$: 純工事費 (円) A, b : 変数値</p> <p>(注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分 の (二)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	第3表		対象額	200万円以下	200万円を超えるもの	1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする	工種区分		A b		道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23	河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34	第4表		対象額	1,000万円以下	1,000万円を超えるもの	20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする	工種区分		A b		共同溝等工事	(1) 48.95	367.7	-0.1251	25.23		(2) 37.50	110.6	-0.0671	26.28	トンネル工事	43.96	203.6	-0.0951	26.56		(1) 33.46	50.8	-0.0259	29.17	下水道工事	(2) 36.91	213.5	-0.1089	20.73		(3) 31.58	48.4	-0.0265	27.44	第5表		対象額	3億円以下	3億円を超えるもの	50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする	工種区分		A b		コンクリートダム	22.60	301.3	-0.1327	15.56	フィールダム	33.08	166.5	-0.0828	26.20	<p>前頁より移動 工種区分の改定</p>
第3表																																																																																																																																																																			
対象額	1,000万円以下	1,000万円を超えるもの	20億円を超えるもの																																																																																																																																																																
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																																																																																																																																																
工種区分		A b																																																																																																																																																																	
共同溝等工事	(1) 48.95	367.7	-0.1251	25.23																																																																																																																																																															
	(2) 37.50	110.6	-0.0671	26.28																																																																																																																																																															
トンネル工事	43.96	203.6	-0.0951	26.56																																																																																																																																																															
	(1) 33.46	50.8	-0.0259	29.17																																																																																																																																																															
下水道工事	(2) 36.91	213.5	-0.1089	20.73																																																																																																																																																															
	(3) 31.58	48.4	-0.0265	27.44																																																																																																																																																															
第4表																																																																																																																																																																			
対象額	3億円以下	3億円を超えるもの	50億円を超えるもの																																																																																																																																																																
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																																																																																																																																																
工種区分		A b																																																																																																																																																																	
コンクリートダム	22.60	301.3	-0.1327	15.56																																																																																																																																																															
フィールダム	33.08	166.5	-0.0828	26.20																																																																																																																																																															
第3表																																																																																																																																																																			
対象額	200万円以下	200万円を超えるもの	1億円を超えるもの																																																																																																																																																																
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																																																																																																																																																
工種区分		A b																																																																																																																																																																	
道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23																																																																																																																																																															
河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34																																																																																																																																																															
第4表																																																																																																																																																																			
対象額	1,000万円以下	1,000万円を超えるもの	20億円を超えるもの																																																																																																																																																																
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																																																																																																																																																
工種区分		A b																																																																																																																																																																	
共同溝等工事	(1) 48.95	367.7	-0.1251	25.23																																																																																																																																																															
	(2) 37.50	110.6	-0.0671	26.28																																																																																																																																																															
トンネル工事	43.96	203.6	-0.0951	26.56																																																																																																																																																															
	(1) 33.46	50.8	-0.0259	29.17																																																																																																																																																															
下水道工事	(2) 36.91	213.5	-0.1089	20.73																																																																																																																																																															
	(3) 31.58	48.4	-0.0265	27.44																																																																																																																																																															
第5表																																																																																																																																																																			
対象額	3億円以下	3億円を超えるもの	50億円を超えるもの																																																																																																																																																																
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																																																																																																																																																
工種区分		A b																																																																																																																																																																	
コンクリートダム	22.60	301.3	-0.1327	15.56																																																																																																																																																															
フィールダム	33.08	166.5	-0.0828	26.20																																																																																																																																																															

I-2-②-34

積算上の注意事項

工種	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算
----	--------------------

改定理由		一部改定						改定					
		現行						改定					
別表-1						別表-1							
工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b		係数 A	係数 B	係数 a	係数 b		
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等の影響有り）	市街地（D1D地区・準ずる地区）					地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等の影響有り）	市街地（D1D地区・準ずる地区）			
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311		739.2	781.0	807.6	-0.2636		
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075		180.4	190.6	197.2	-0.1562		
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498		105.5	111.4	115.2	-0.1120		
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348		339.5	358.7	370.9	-0.1935		
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607		550.3	581.5	601.3	-0.2612		
P C 橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058		476.3	503.2	520.4	-0.2330		
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226		453.4	479.0	495.4	-0.2108		
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058	(1)	209.6	221.5	-0.1448		
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559		154.8	163.6	-0.1153		
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252		293.8	310.3	321.0	-0.1718		
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357		151.0	159.5	164.9	-0.1379		
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933		96.0	101.4	104.9	-0.0926		
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544		439.2	464.0	479.9	-0.2138		
	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356		437.5	462.4	-0.2054		
下水道工事		(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771		135.2	142.9	-0.1089	
		(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258		106.4	112.6	-0.1078	
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740		244.3	258.1	267.0	-0.1733		
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998		351.8	371.8	384.5	-0.1793		
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440		508.1	536.9	555.1	-0.2055		
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740		256.9	271.4	280.8	-0.1615		

工種	仮設工
----	-----

改定理由	基準書の改定	改定 現行	備考																														
現行	改定																																
		<p style="text-align: center;">安全費より移動</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>(2) 交通誘導警備員</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。</p> <p>2. 計上区分 現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 交通誘導員の計上区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現場条件</th> <th colspan="2">計算式</th> </tr> <tr> <th>交通誘導警備員A</th> <th>交通誘導警備員B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8時間 (交替要員無し)</td> <td>$A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9時間 (交替要員有り)</td> <td>$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8時間 (交替要員無し)</td> <td>$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9時間 (交替要員有り)</td> <td>$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>24時間勤務 実働 22時間 (交替要員無し)</td> <td>$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24時間勤務 実働 24時間 (交替要員有り)</td> <td>$3.4A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$3.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A: 交通誘導警備員単価 N: 配置人員 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3. 区分5、6は2交替制勤務とする。 4. 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。</p> </div>	区分	現場条件	計算式		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$	2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	5	24時間勤務 実働 22時間 (交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	6	24時間勤務 実働 24時間 (交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$	<p>基準書の改定に伴う見直し (項目の新設)</p>
区分	現場条件	計算式																															
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B																														
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$																														
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$																														
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$																														
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$																														
5	24時間勤務 実働 22時間 (交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$																														
6	24時間勤務 実働 24時間 (交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$																														
積算上の注意事項																																	

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改定理由	一部改定	現行	改定	備考
			現行	
2. 市場単価の設定				
2-1 市場単価の構成と範囲				
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。				
(注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。また、25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の貨料を含む。 2. ガス圧接費、及び機械維手費を含まない。				
2-2 市場単価の規格・仕様				
鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。				
表2.1 規格・仕様区分				
(注) 1. クレーン使用を標準とする。 2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削孔内外において組立する場合に適用し、掘削孔内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。				
2-2 市場単価の規格・仕様				
鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。				
表2.2 規格・仕様区分				
(注) 1. クレーン使用を標準とする。 2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削孔内外において組立する場合に適用し、掘削孔内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。 3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーザーの重量は含めない。ただし、補強材及びスペーザーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーザーの重量を加算する。				
積算上の注意事項				

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改定理由	一部改定	改定	備考																																																												
現 行		改 定																																																													
	2-3 加算率、補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表2.2 加算率・補正係数の適用基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加 算 率</td> <td>標準 1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。</td> <td>S₀</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>施 工 規 模</td> <td></td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> </tbody> </table>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加 算 率	標準 1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₀	全体数量	施 工 規 模		S ₁	全体数量	2-3 加算率、補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表2.3 加算率・補正係数の適用基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加 算 率</td> <td>標準 1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。</td> <td>S₀</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>施 工 規 模</td> <td></td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> </tbody> </table>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加 算 率	標準 1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₀	全体数量	施 工 規 模		S ₁	全体数量																																					
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																												
加 算 率	標準 1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₀	全体数量																																																												
施 工 規 模		S ₁	全体数量																																																												
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																												
加 算 率	標準 1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₀	全体数量																																																												
施 工 規 模		S ₁	全体数量																																																												
	1) 補正係数1 (必要条件を選択) <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補 正 係 数 1</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法面作業</td> <td>トンネル内作業</td> <td>トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。</td> <td>K₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>K₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">太 径 鉄 筋</td> <td>1単位当たり構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合</td> <td>対象構造物別数量</td> <td>K₅</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td></td> <td>K₆</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>1単位当たり構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合</td> <td>対象構造物別数量</td> <td>K₇</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補 正 係 数 1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	法面作業	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量	勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量	太 径 鉄 筋	1単位当たり構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合	対象構造物別数量	K ₅	対象構造物別数量	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₆	対象構造物別数量	1単位当たり構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合	対象構造物別数量	K ₇	対象構造物別数量	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。					2) 補正係数2 (1項目を選択) <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補 正 係 数 2</td> <td>切梁のある構造物</td> <td>切梁のある構造物、立坑、及び、深基礎の場合、単価を係数で補正する。(H₁)<(H₂)×2</td> <td>T₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td>地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">橋 梁 用 床 版</td> <td>鋼橋用及びコンクリート橋(P Cコンポ橋、P C合成桁橋)用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>R C 場 所 打 ホ ロ ー ス ラブ 橋</td> <td>R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">差筋及び杭頭処理</td> <td>差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₅</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深基礎の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)<(H ₂)×2	T ₁	対象数量	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量	橋 梁 用 床 版	鋼橋用及びコンクリート橋(P Cコンポ橋、P C合成桁橋)用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量	R C 場 所 打 ホ ロ ー ス ラブ 橋	R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量					現行どおり
補 正 係 数 1	時間的制約を受ける場合		通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																																																										
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量																																																											
法面作業	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量																																																											
	勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量																																																												
太 径 鉄 筋	1単位当たり構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合	対象構造物別数量	K ₅	対象構造物別数量																																																											
	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₆	対象構造物別数量																																																											
	1単位当たり構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合	対象構造物別数量	K ₇	対象構造物別数量																																																											
対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。																																																															
補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深基礎の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)<(H ₂)×2	T ₁	対象数量																																																											
	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量																																																											
橋 梁 用 床 版	鋼橋用及びコンクリート橋(P Cコンポ橋、P C合成桁橋)用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量																																																												
	R C 場 所 打 ホ ロ ー ス ラブ 橋	R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量																																																											
差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量																																																												
	(注) 1. 太径鉄筋(D38以上D51以下)の割合が10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が10%未満の場合は、係数の補正是行わない。 2. 太径鉄筋の補正係数は、一単位当たり構造物の単価を係数で補正する。 3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。 太径鉄筋の割合 = $\frac{1 \text{ 単位当たり構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当たり構造物の設計鉄筋質量}}$	(2) 加算率・補正係数の数値 表2.3 加算率の数値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>記号</th> <th>1工事当たりの全 体 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加 算 率</td> <td>S₀</td> <td>10 t 以上 0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S₁</td> <td>10 t 未満 15%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	記号	1工事当たりの全 体 数 量	加 算 率	S ₀	10 t 以上 0%		S ₁	10 t 未満 15%	(2) 加算率・補正係数の数値 表2.4 加算率の数値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>記号</th> <th>1工事当たりの全 体 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加 算 率</td> <td>S₀</td> <td>10 t 以上 0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S₁</td> <td>10 t 未満 15%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	記号	1工事当たりの全 体 数 量	加 算 率	S ₀	10 t 以上 0%		S ₁	10 t 未満 15%																																										
区 分	記号	1工事当たりの全 体 数 量																																																													
加 算 率	S ₀	10 t 以上 0%																																																													
	S ₁	10 t 未満 15%																																																													
区 分	記号	1工事当たりの全 体 数 量																																																													
加 算 率	S ₀	10 t 以上 0%																																																													
	S ₁	10 t 未満 15%																																																													
積算上の注意事項																																																															

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改定理由	一部改定	改定	備考									
	現行	改定										
	<p>(8) 一工事中に複数の補正係数2(タイプ)に該当する場合は、それぞれの「補正係数2」毎の単価を適用する。 ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。</p> <p>(9) 規格・仕様区分及び補正係数2の適用は次に示すフローによる。</p> <p>(10) 使用クレーンの規格は、25t吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。また、30t吊り以上のトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、ケーブルクレーン及びタワークレーンを使用する場合は別途特別調査等による。</p> <p>(11) 隨意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>(6) 場所打杭用かご筋の場合、固定金具の材料費については別途計上すること。また、補強材及びスペーサーは下記計上区分による。</p> <p>表3.1 場所打杭用かご筋の計上区分</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>異形棒鋼または丸鋼を使用</td> <td>左記以外を使用</td> </tr> <tr> <td>補強材(補強リング)</td> <td>鉄筋材料費に含む</td> <td>材料費・加工費を別途計上</td> </tr> <tr> <td>スペーサー</td> <td>鉄筋材料費に含む</td> <td>材料費を別途計上</td> </tr> </table> <p>(7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。</p> <p>(8) 組立鋼材(形鋼)を必要とする場合は、組立鋼材(形鋼)の材料費・設置手間(クレーン等による組立鋼材(形鋼)設置、組立鋼材(形鋼)とライナープレートなどの接合費用等)を別途計上(特別調査等)する。</p> <p>(9) 一工事中に複数の補正係数2(タイプ)に該当する場合は、それぞれの「補正係数2」毎の単価を適用する。 ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。</p> <p>(10) 規格・仕様区分及び補正係数2の適用は次に示すフローによる。</p>	区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用	補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む	材料費・加工費を別途計上	スペーサー	鉄筋材料費に含む	材料費を別途計上	計上区分の明確化
区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用										
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む	材料費・加工費を別途計上										
スペーサー	鉄筋材料費に含む	材料費を別途計上										
積算上の注意事項			適用範囲の明確化									

工種	区画線工
----	------

改定理由	一部改定	現行	改定	備考												
			改定 現行													
		<p>3. 区画線消去（ウォータージェット式）の施工規模は1工事の全体数量で判定する。ただし、交通規制等の制約により、1日当たりの施工数量が標準施工規模に満たない場合については、1日当たりの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>4. 排水性舗装に施工する場合の補正係数（K_a）は、溶融式（手動）による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用出来る。また、ペイント式は舗装の種別に関係なく適用できる。</p> <p>5. ペイント式の区画線を消去する場合の補正係数（K_a）は、標準施工規模に満たない場合（一式価格を適用する場合）には適用しない。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量 (注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100)×(K₁×K₂×……×K_n)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.1</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用区間</td> <td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td>未供用区間</td> <td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。 (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。 (5) 溶融式（手動）における横断線はゼブラを適用する。 (6) 溶融式（手動）の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。 所要材料換算長(m) = 計算数量(塗布面積(m²)) ÷ 0.15 × 1.20 (重複施工ロス分) ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。 (7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は適用できない。 (8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後の施工を標準とする。 (9) 随意契約による調整を行なう追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	区分	工事種別	供用区間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事	未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事	<p>改定</p> <p>現行どおり</p> <p>表3.1 施工場所区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.1 施工場所区分</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用区間</td> <td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td>未供用区間</td> <td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>現行どおり</p>	区分	工事種別	供用区間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事	未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事	
区分	工事種別															
供用区間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事															
未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事															
区分	工事種別															
供用区間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事															
未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事															
積算上の注意事項				表タイトルの追記												

工種	防護柵設置工(ガードレール)
----	----------------

改定理由	一部改定	改定		備考
		現行	現行	
	<p>⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(ガードレール)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 橋梁建込の場合。 (2) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。 (3) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ベースプレート式の設置の場合。 2) 2-2 市場単価の規格・仕様(表2.1~2.8)以外の製品の場合 3) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。 5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>① 防護柵設置</p> <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(プロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。 2. 耐雪型については、根巻きコンクリート(労務費・材料費)を含む。 3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵設置</p> <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(プロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。 2. 耐雪型については、根巻きコンクリート(労務費・材料費)を含む。 3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p>VI-1-⑤-1</p>	<p>(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(プロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)を含む。 2. 耐雪型(コンクリート建込)においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p>	<p>(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(プロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)を含む。 2. 耐雪型(コンクリート建込)においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p>	現行どおり
積算上の注意事項				語句の修正

工種	防護柵設置工(ガードレール)
----	----------------

改定理由	一部改定	改定	備考																																																												
現 行		改 定																																																													
	<p>② 部材設置</p> <p>1) レール設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レール設置</td> <td>○ ○</td> <td>※×</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>③ 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td>○ ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レール撤去</td> <td>○ ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。 2. 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。 3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 防護柵設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p>	工種	市場単価	機	労	材	レール設置	○ ○	※×			工種	市場単価	機	労	材	防護柵撤去	○ ○				工種	市場単価	機	労	材	レール撤去	○ ○				<p>② 部材設置</p> <p>1) レール設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レール設置</td> <td>○ ○</td> <td>※×</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>③ 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td>○ ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レール撤去</td> <td>○ ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。 2. 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。 3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 防護柵設置工(ガードレール)の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p>	工種	市場単価	機	労	材	レール設置	○ ○	※×			工種	市場単価	機	労	材	防護柵撤去	○ ○				工種	市場単価	機	労	材	レール撤去	○ ○				<p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p>
工種	市場単価	機	労	材																																																											
レール設置	○ ○	※×																																																													
工種	市場単価	機	労	材																																																											
防護柵撤去	○ ○																																																														
工種	市場単価	機	労	材																																																											
レール撤去	○ ○																																																														
工種	市場単価	機	労	材																																																											
レール設置	○ ○	※×																																																													
工種	市場単価	機	労	材																																																											
防護柵撤去	○ ○																																																														
工種	市場単価	機	労	材																																																											
レール撤去	○ ○																																																														
積算上の注意事項																																																															

表2.1 土中建込		
区分	規 格・仕 様	単 位
土中建込	Gr-A-4E	m
	Gr-B-4E	m
	Gr-C-4E	m
	Gr-Am-4E	m
	Gr-Bm-4E	m
	Gr-A-4E	m
メッキ品	Gr-B-4E	m
	Gr-Am-4E	m
	Gr-Bm-4E	m
	Gr-Bm-4E	m

VI-1-(5)-2

工種	防護柵設置工(ガードレール)
----	----------------

改定理由	一部改定	改定	備考																																																																																																																																																																																
現行		改定																																																																																																																																																																																	
	<p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p>表2.9 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td rowspan="2">全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。</td> <td>S₂</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間作業</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>曲線部</td> <td>曲線部(半径 30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。</td> <td>K₃</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p>表2.10 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">防護柵設置</th> <th colspan="2">部材設置</th> <th colspan="2">防護柵撤去</th> <th colspan="2">部材撤去</th> </tr> <tr> <th>土中建込</th> <th>コンクリート建込</th> <th>レールのみ</th> <th>レールのみ</th> <th>レールのみ</th> <th>レールのみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td rowspan="3">施工規模</td> <td>S₀</td> <td>100m以上 0%</td> <td>100m以上 0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>50m以上 100m未満 10%</td> <td>100m未満 20%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>50m未満 20%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>曲線部</td> <td>K₃</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.15</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施工規模加算率(S₀)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₂	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	K ₂	対象数量	曲線部	曲線部(半径 30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	K ₃	対象数量	区分	記号	防護柵設置		部材設置		防護柵撤去		部材撤去		土中建込	コンクリート建込	レールのみ	レールのみ	レールのみ	レールのみ	加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—	—	S ₁	50m以上 100m未満 10%	100m未満 20%	—	—	—	—	S ₂	50m未満 20%	—	—	—	—	—	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35	—	夜間作業	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50	—	曲線部	K ₃	1.10	1.10	1.15	—	—	—	<p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p>表2.9 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td rowspan="2">全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。</td> <td>S₂</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間作業</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>曲線部</td> <td>曲線部(半径 30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。</td> <td>K₃</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p>表2.10 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">防護柵設置</th> <th colspan="2">部材設置</th> <th colspan="2">防護柵撤去</th> <th colspan="2">部材撤去</th> </tr> <tr> <th>土中建込</th> <th>コンクリート建込</th> <th>レールのみ</th> <th>レールのみ</th> <th>レールのみ</th> <th>レールのみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td rowspan="3">施工規模</td> <td>S₀</td> <td>100m以上 0%</td> <td>100m以上 0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>50m以上 100m未満 10%</td> <td>100m未満 20%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>50m未満 20%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>曲線部</td> <td>K₃</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.15</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率(S₀)、(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 2. 防護柵設置の施工規模は、土中建込、コンクリート建込それぞれ1工事の全体数量で判断する。</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₂	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	K ₂	対象数量	曲線部	曲線部(半径 30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	K ₃	対象数量	区分	記号	防護柵設置		部材設置		防護柵撤去		部材撤去		土中建込	コンクリート建込	レールのみ	レールのみ	レールのみ	レールのみ	加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—	—	S ₁	50m以上 100m未満 10%	100m未満 20%	—	—	—	—	S ₂	50m未満 20%	—	—	—	—	—	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35	—	夜間作業	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50	—	曲線部	K ₃	1.10	1.10	1.15	—	—	—	<p>小規模加算率の見直しに伴う改定</p>
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																																																																																																																																
加算率	標準	S ₀	全体数量																																																																																																																																																																																
	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁																																																																																																																																																																																	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量																																																																																																																																																																																
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₂																																																																																																																																																																																	
夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	K ₂	対象数量																																																																																																																																																																																
	曲線部	曲線部(半径 30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	K ₃	対象数量																																																																																																																																																																															
区分	記号	防護柵設置		部材設置		防護柵撤去		部材撤去																																																																																																																																																																											
		土中建込	コンクリート建込	レールのみ	レールのみ	レールのみ	レールのみ																																																																																																																																																																												
加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
		S ₁	50m以上 100m未満 10%	100m未満 20%	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
		S ₂	50m未満 20%	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35	—																																																																																																																																																																											
	夜間作業	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50	—																																																																																																																																																																											
	曲線部	K ₃	1.10	1.10	1.15	—	—	—																																																																																																																																																																											
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																																																																																																																																
加算率	標準	S ₀	全体数量																																																																																																																																																																																
	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁																																																																																																																																																																																	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量																																																																																																																																																																																
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₂																																																																																																																																																																																	
夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	K ₂	対象数量																																																																																																																																																																																
	曲線部	曲線部(半径 30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	K ₃	対象数量																																																																																																																																																																															
区分	記号	防護柵設置		部材設置		防護柵撤去		部材撤去																																																																																																																																																																											
		土中建込	コンクリート建込	レールのみ	レールのみ	レールのみ	レールのみ																																																																																																																																																																												
加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
		S ₁	50m以上 100m未満 10%	100m未満 20%	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
		S ₂	50m未満 20%	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35	—																																																																																																																																																																											
	夜間作業	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50	—																																																																																																																																																																											
	曲線部	K ₃	1.10	1.10	1.15	—	—	—																																																																																																																																																																											
積算上の注意事項																																																																																																																																																																																			

次ページへ移行

工種	防護柵設置工(ガードレール)
----	----------------

改定理由	一部改定	現行	改定	改定
				現行

2-5 直接工事費の算出
直接工事費=設計単価（注1）×設計数量+加算額総金額（注2）
(注1) 設計単価=標準の市場単価× $(1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 / 100) \times (K_1 \times K_2 \times K_3)$
(注2) 加算額総金額=加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項
市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。
(1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。
設置手間=〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕-材料費※
※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費+曲げ加工費）とする。
(2) 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品を用いる場合は、材料を含まない設置手間（機・労）を算出の上、材料費を別途計上する。
(3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5、ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。
(4) 移設の設置手間（機・労）の算出は、次式による。
移設手間=〔撤去単価（標準の市場単価）×補正係数〕
+ 〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数-材料費※〕
※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費+曲げ加工費）とする。
(5) 隨意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
(6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。
(7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間（機・労）を別途計上する。

VI-1-⑤-7

2-4 加算額
(1) 加算額の適用基準

表2.11 加算額の適用基準

規 格・仕様	適 用 基 準	単位	備 考
支柱間隔3m	支柱間隔2m	m	対象 数量
曲げ支柱の場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m 支柱間隔3m 支柱間隔2m		対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。

2-5 直接工事費の算出
直接工事費=設計単価（注1）×設計数量+加算額総金額（注2）
(注1) 設計単価=標準の市場単価× $(1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 / 100) \times (K_1 \times K_2 \times K_3)$
(注2) 加算額総金額=加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項
市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。
(1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。
設置手間=〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕-材料費※
※(1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費※+曲げ加工費）とする。
また、21m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合標準材料費※を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費※を30%割増）を控除すること。
※(2) 21m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費（m単価）を指す。
(2) 景観色の設置手間（機・労・材）の算出は、次式による。
（景観色とは、景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品）を用いる場合は、材料を含まない設置手間（機・労）を算出の上、材料費を別途計上する。
設置手間=〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕-材料費（景観色）※
※(3) 21m未満の材工価格を算出する場合には、別途計上する材料費（景観色）に施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合標準材料費※を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費※を30%割増）を加算すること。
(3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5、ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。
(4) 移設の設置手間（機・労）の算出は、次式による。
移設手間=〔撤去単価（標準の市場単価）×補正係数〕
+ 〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数-材料費※〕
※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費+曲げ加工費）とする。
(5) 隨意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
(6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。
(7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間（機・労）を別途計上する。

小規模加算率の見直しに伴う改定

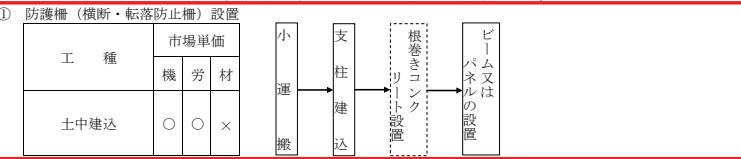
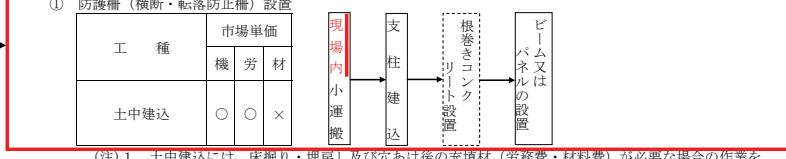
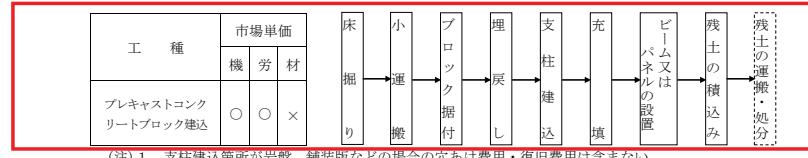
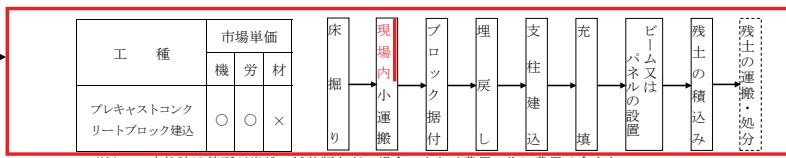
積算上の注意事項

工種	防護柵設置工(ガードパイプ)
----	----------------

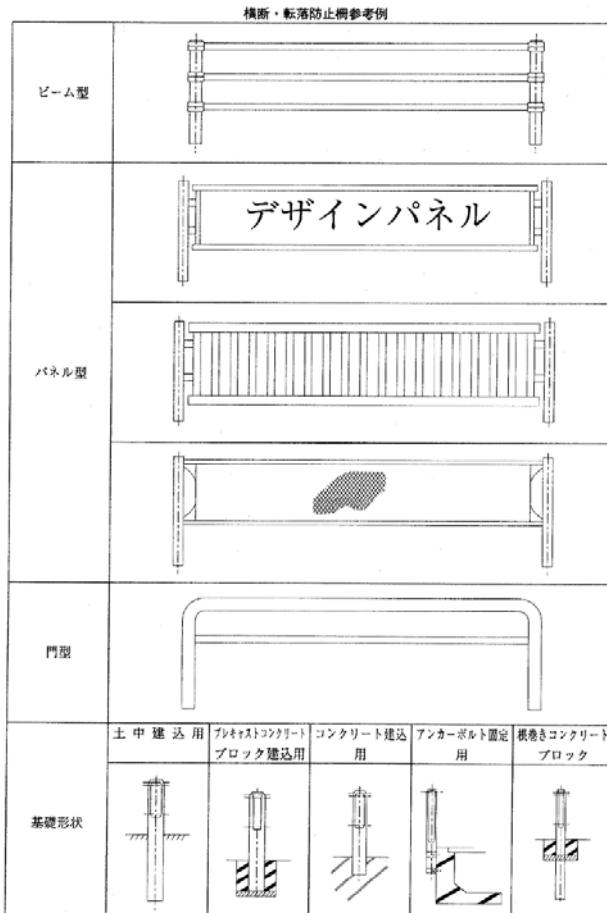
改定理由	一部改定	改定 現行	備考																																																																																																																																			
	現行	改定																																																																																																																																				
	<p>表2.4 パイプ設置</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>規格・仕様</th><th>単位</th></tr> <tr> <td>パイプ設置</td><td>歩道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m</td><td>m</td></tr> </table> <p>表2.5 パイプ撤去</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>規格・仕様</th><th>単位</th></tr> <tr> <td>パイプ撤去</td><td>歩道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m</td><td>m</td></tr> </table> <p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p>表2.6 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">加算率 補正係数</th><th rowspan="2">施工規模</th><th>規格・仕様</th><th>適用基準</th><th>記号</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>標準</td><td>S₀ 全体数量</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">時間的制約を受ける場合</td><td>1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td><td>S₁ 全体数量</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>S₂</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₁ 対象数量</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">夜間作業</td><td>通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₂ 対象数量</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>曲線部（半径 30m 以下）の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₃ 対象数量</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p>表2.7 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">記号</th><th colspan="2">防護柵設置</th><th colspan="2">部材設置</th><th colspan="2">防護柵撤去</th><th colspan="2">部材撤去</th></tr> <tr> <th>土中建込</th><th>コンクリート建込</th><th>パイプのみ</th><th>撤去</th><th>パイプのみ</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr> <tr> <td rowspan="3">施工規模</td><td>S₀</td><td>100m以上 0%</td><td>100m以上 0%</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="2">S₁</td><td>50m以上 100m未満 10%</td><td>100m未満 20%</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>50m未満 20%</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">時間的制約を受ける場合</td><td>K₁</td><td>1.10</td><td>1.20</td><td>1.35</td><td>1.35</td><td>1.35</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="2">K₂</td><td>1.10</td><td>1.20</td><td>1.50</td><td>1.50</td><td>1.50</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>1.25</td><td>1.30</td><td>1.15</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>曲線部</td><td>K₃</td><td>1.25</td><td>1.30</td><td>1.15</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 2. 防護柵設置の施工規模は、土中建込、コンクリート建込それぞれ 1 工事の全体数量で判断する。</p>	区分	規格・仕様	単位	パイプ設置	歩道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m	区分	規格・仕様	単位	パイプ撤去	歩道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m	加算率 補正係数	施工規模	規格・仕様	適用基準	記号	備考	標準	S ₀ 全体数量			時間的制約を受ける場合	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ 全体数量			通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	S ₂			通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁ 対象数量			夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂ 対象数量			曲線部（半径 30m 以下）の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃ 対象数量			区分	記号	防護柵設置		部材設置		防護柵撤去		部材撤去		土中建込	コンクリート建込	パイプのみ	撤去	パイプのみ					施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—	—	—	—	S ₁	50m以上 100m未満 10%	100m未満 20%	—	—	—	—	—	—	50m未満 20%									時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35	—	—	—	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50	—	—	—	1.25	1.30	1.15	—	—					曲線部	K ₃	1.25	1.30	1.15	—	—				現行どおり	2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準	表2.6 加算率・補正係数の適用基準	施工規模加算率の見直しに伴う改定
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																				
パイプ設置	歩道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m																																																																																																																																				
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																				
パイプ撤去	歩道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m																																																																																																																																				
加算率 補正係数	施工規模	規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																																																																																	
		標準	S ₀ 全体数量																																																																																																																																			
時間的制約を受ける場合	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ 全体数量																																																																																																																																				
	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	S ₂																																																																																																																																				
	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁ 対象数量																																																																																																																																				
夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂ 対象数量																																																																																																																																				
	曲線部（半径 30m 以下）の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃ 対象数量																																																																																																																																				
区分	記号	防護柵設置		部材設置		防護柵撤去		部材撤去																																																																																																																														
		土中建込	コンクリート建込	パイプのみ	撤去	パイプのみ																																																																																																																																
施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—	—	—	—																																																																																																																													
	S ₁	50m以上 100m未満 10%	100m未満 20%	—	—	—	—	—	—																																																																																																																													
		50m未満 20%																																																																																																																																				
時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35	—	—	—																																																																																																																													
	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50	—	—	—																																																																																																																													
		1.25	1.30	1.15	—	—																																																																																																																																
曲線部	K ₃	1.25	1.30	1.15	—	—																																																																																																																																
				2-3 加算率・補正係数 (2) 加算率・補正係数の数値	表2.7 加算率・補正係数の数値	施工規模加算率の見直しに伴う改定																																																																																																																																
積算上の注意事項																																																																																																																																						

工種	防護柵設置工(ガードパイプ)
----	----------------

改定理由	一部改定	改定 現行	改定 現行	備考																			
	現行	現行どおり																					
	<p>表2.8 加算率・補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施工規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土中建込</td> <td>100m以上</td> </tr> <tr> <td>50m以上100m未満</td> </tr> <tr> <td>50m未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート建込</td> <td>100m以上</td> </tr> <tr> <td>100m未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 加算額 (1) 加算額の適用基準</p> <p>表2.9 加算額の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td>標準支柱より長い場合 B・C種</td> <td>支柱間隔 2m</td> <td>支柱を長くする必要のある場合は、12cm 増す毎に 対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。 m 対象 数量</td> </tr> <tr> <td>曲げ支柱の場合 B・C種</td> <td>支柱間隔 2m</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。 m 対象 数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂×K₃) (注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費※ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。 (2) 景観に配慮した塗装色を用いる場合は、材料費を含まない設置手間(機・労)を算出のうえ、材料費を別途計上する。 (3) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 移設手間=(撤去単価(標準の市場単価)×補正係数)+[設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数-材料費※] ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。 (4) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。 (5) 隨意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	区分	施工規模	土中建込	100m以上	50m以上100m未満	50m未満	コンクリート建込	100m以上	100m未満	規格・仕様	適用基準	単位	備考	加算額	標準支柱より長い場合 B・C種	支柱間隔 2m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm 増す毎に 対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。 m 対象 数量	曲げ支柱の場合 B・C種	支柱間隔 2m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。 m 対象 数量	<p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100)×(K₁×K₂×K₃) (注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費※ ※(1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。 また、20m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費※を30%割増)を控除すること。 (2) 景観色の設置手間(機・労・材)の算出は、次式による。 (景観色とは、景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等)を施した製品)景観に配慮した塗装色を用いる場合には、材料費を含まない設置手間(機・労)を算出のうえ、材料費を別途計上すること。 設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費※ ※(2) 20m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費(m単価)を指す。 (3) 20m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費(景観色)に施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費※を30%割増)を加算すること。 (4) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 移設手間=(撤去単価(標準の市場単価)×補正係数)+[設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数-材料費※] ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。 (5) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。 (6) 隨意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>施工規模加算率の見直しに伴う改定</p> <p>施工規模加算率の見直しに伴う改定</p>
区分	施工規模																						
土中建込	100m以上																						
	50m以上100m未満																						
	50m未満																						
コンクリート建込	100m以上																						
	100m未満																						
規格・仕様	適用基準	単位	備考																				
加算額	標準支柱より長い場合 B・C種	支柱間隔 2m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm 増す毎に 対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。 m 対象 数量																				
	曲げ支柱の場合 B・C種	支柱間隔 2m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。 m 対象 数量																				
積算上の注意事項																							

改定理由	一部改定	改定 現行	
現 行		改 定	備 考
	⑤-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)		
1. 適用範囲	本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工(横断・転落防止柵)に適用する。		
1-1 市場単価が適用出来る範囲	(1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去工事。		
1-2 市場単価が適用出来ない範囲	(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 ① 事故後の復旧工事(設置・撤去)。 ② 特別調査等別途考慮するもの。 1) 防護柵(P種)(横断・転落防止柵)以外の製品の場合。 2) 高さが125cm超の場合。 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。 5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。	現行どおり	
2. 市場単価の設定	2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。	5) 階段部、法面に設置する場合。 5-6) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 5-7) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。	適用範囲の追記
① 防護柵(横断・転落防止柵)設置	工種 市場単価 機 労 材 土中建込 ○ ○ ×  (注)1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(労務費・材料費)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。	2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。 ① 防護柵(横断・転落防止柵)設置 工種 市場単価 機 労 材 土中建込 ○ ○ ×  (注)1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(労務費・材料費)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。	語句の修正
	工種 市場単価 機 労 材 プレキャストコンクリートブロック建込 ○ ○ ×  (注)1. 支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 ただし、プレキャストコンクリートブロック材料費及び充填材(労務費・材料費)を含む。 2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg未満に適用する。	工種 市場単価 機 労 材 プレキャストコンクリートブロック建込 ○ ○ ×  (注)1. 支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 ただし、プレキャストコンクリートブロック材料費及び充填材(労務費・材料費)を含む。 2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg未満に適用する。	語句の修正
積算上の注意事項			

改定理由	一部改定	改定 現行	備考												
	現行	改定													
	<p>工種</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </table> <p>コンクリート建込 ○ ○ ×</p>	市場単価			機	労	材	<p>工種</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </table> <p>コンクリート建込 ○ ○ ×</p>	市場単価			機	労	材	語句の修正
市場単価															
機	労	材													
市場単価															
機	労	材													
	<p>(注) 1. 支柱建込箇所のコンクリートの穴あけ費用は含まない。ただし、先填材（労務費・材料費）を含む。</p> <pre> graph LR A[コンクリート基礎] --> B[小運搬] B --> C[支柱建込] C --> D[充填] D --> E[ビーム又はパネルの設置] </pre>	<p>(注) 1. 支柱建込箇所のコンクリートの穴あけ費用は含まない。ただし、先填材（労務費・材料費）を含む。</p> <pre> graph LR A[コンクリート基礎] --> B[小運搬] B --> C[支柱建込] C --> D[充填] D --> E[ビーム又はパネルの設置] </pre>	語句の修正												
	<p>工種</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </table> <p>アンカーボルト固定 ○ ○ ×</p>	市場単価			機	労	材	<p>工種</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </table> <p>アンカーボルト固定 ○ ○ ×</p>	市場単価			機	労	材	語句の修正
市場単価															
機	労	材													
市場単価															
機	労	材													
	<p>(注) 1. アンカーボルトの材料費及び穿孔費用を含む。</p>	<p>(注) 1. アンカーボルトの材料費及び穿孔費用を含む。</p>													
	<p>② 防護柵（横断・転落防止柵）部材設置</p> <p>1) ビーム又はパネルの設置</p> <pre> graph LR A[ビーム又はパネルの設置] --> B[小運搬] B --> C[ビーム又はパネルの設置] </pre>	<p>② 防護柵（横断・転落防止柵）部材設置</p> <p>1) ビーム又はパネルの設置</p> <pre> graph LR A[ビーム又はパネルの設置] --> B[現場内小運搬] B --> C[ビーム又はパネルの設置] </pre>	語句の修正												
	<p>2) 横巻きコンクリート設置</p> <pre> graph LR A[横巻きコンクリート設置] --> B[床掘り] B --> C[小運搬] C --> D[支柱建込] D --> E[リート設置] E --> F[埋戻し] F --> G[ビーム又はパネルの設置] G --> H[残土の積込み] H --> I[残土の運搬・処分] </pre>	<p>2) 横巻きコンクリート設置</p> <pre> graph LR A[横巻きコンクリート設置] --> B[床掘り] B --> C[現場内小運搬] C --> D[支柱建込] D --> E[リート設置] E --> F[埋戻し] F --> G[ビーム又はパネルの設置] G --> H[残土の積込み] H --> I[残土の運搬・処分] </pre>	語句の修正												
	<p>(注) 床掘り・埋戻しの有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>③ 防護柵（横断・転落防止柵）撤去</p> <p>1. 撤去における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>2. プレキャストコンクリートブロック建込および横巻きコンクリート設置の防護柵の場合、コンクリートブロックの撤去を含む。</p> <p>3. コンクリートブロックと支柱を分離する費用は含まない。</p>	<p>(注) 1. 撤去における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>2. プレキャストコンクリートブロック建込おもと及び横巻きコンクリート設置の防護柵の場合、コンクリートブロックの撤去を含む。</p> <p>3. コンクリートブロックと支柱を分離する費用は含まない。</p>	語句の修正												
積算上の注意事項															

改定理由	一部改定	改定 現行	備考
現行	改定		
 <p>横断・転落防止柵参考例</p> <p>ビーム型</p> <p>デザインパネル</p> <p>パネル型</p> <p>門型</p> <p>基礎形状</p> <p>土中建込用 ブロック建込用 コンクリート建込用 アンカーボルト固定用 横巻きコンクリートブロック</p>			語句の追記
<p>現行どおり</p>			
積算上の注意事項			

工種	橋梁塗装工
----	-------

改定理由	一部改定	改定 現行	備考																																																																																																																																		
	現行	改定																																																																																																																																			
	<p>表2.3 新橋現場塗装・新橋維手部現場塗装(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中塗り塗装</td> <td>長油性フタル酸樹脂塗料 赤系</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>淡彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>濃彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>ふつ素樹脂塗料 淡彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>濃彩</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。</p> <p>表2.4 新橋現場塗装・新橋維手部現場塗装(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">上塗り塗装</td> <td>長油性フタル酸樹脂塗料 赤系</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>淡彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>濃彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>ふつ素樹脂塗料 淡彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>濃彩</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。</p> <p>表2.5 塗替塗装(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">素地調整</td> <td>清掃・水洗い</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>1種ケレン(プラスチ法)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>2種ケレン(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>4種ケレン(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.6 塗替塗装(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">下塗り塗装</td> <td>弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料 はけ・ローラー</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)</td> <td>スプレー</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)</td> <td>はけ・ローラー</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさめ止めペイント(2層)</td> <td>はけ・ローラーI</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッヂペイント(2回塗り/層)</td> <td>はけ・ローラーII</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッヂペイント</td> <td>スプレー</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)</td> <td>はけ・ローラー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. はけ・ローラーIは、健全なジンクリッヂプライマー・ジンクリッヂペイントを残し、その他の旧塗膜を全面除去した場合、はけ・ローラーIIは、旧塗膜を全面除去した場合である。 2. はけ・ローラーIIは、必要厚が1回では得られないで、2回塗りとしている。 3. 2層は、1層の塗装を行った後、適正な塗装間隔を空けてさらに1層の塗装を行うものである。 4. 各塗料の単価は、1層当りの塗布回数、层数を考慮した1m²当りのものである。</p>	区分	規格・仕様	単位	中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 赤系	m ²	淡彩	m ²	濃彩	m ²	ふつ素樹脂塗料 淡彩	m ²	濃彩	m ²	区分	規格・仕様	単位	上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 赤系	m ²	淡彩	m ²	濃彩	m ²	ふつ素樹脂塗料 淡彩	m ²	濃彩	m ²	区分	規格・仕様	単位	素地調整	清掃・水洗い	m ²	1種ケレン(プラスチ法)	m ²	2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m ²	3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	m ²	3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)	m ²	3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)	m ²	4種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m ²	区分	規格・仕様	単位	下塗り塗装	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料 はけ・ローラー	m ²	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	スプレー	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー	鉛・クロムフリーさめ止めペイント(2層)	はけ・ローラーI	有機ジンクリッヂペイント(2回塗り/層)	はけ・ローラーII	有機ジンクリッヂペイント	スプレー	無溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー	<p>表2.3 新橋現場塗装・新橋維手部現場塗装(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中塗り塗装</td> <td>長油性フタル酸樹脂塗料 赤系</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>淡彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>濃彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>ふつ素樹脂塗料 用 淡彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>濃彩</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。</p> <p>表2.4 新橋現場塗装・新橋維手部現場塗装(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">上塗り塗装</td> <td>長油性フタル酸樹脂塗料 赤系</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>淡彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>濃彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>赤系</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>ふつ素樹脂塗料 淡彩</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>濃彩</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。</p> <p>表2.5 塗替塗装(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">素地調整</td> <td>清掃・水洗い</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>1種ケレン(プラスチ法)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>2種ケレン(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>4種ケレン(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.6 塗替塗装(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">下塗り塗装</td> <td>弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料 はけ・ローラー</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)</td> <td>スプレー</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)</td> <td>はけ・ローラー</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさめ止めペイント(2層)</td> <td>はけ・ローラーI</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッヂペイント(2回塗り/層)</td> <td>はけ・ローラーII</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッヂペイント</td> <td>スプレー</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)</td> <td>はけ・ローラー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. はけ・ローラーIは、健全なジンクリッヂプライマー・ジンクリッヂペイントを残し、その他の旧塗膜を全面除去した場合、はけ・ローラーIIは、旧塗膜を全面除去した場合である。 2. はけ・ローラーIIは、必要厚が1回では得られないで、2回塗りとしている。 3. 2層は、1層の塗装を行った後、適正な塗装間隔を空けてさらに1層の塗装を行うものである。 4. 各塗料の単価は、1層当りの塗布回数、层数を考慮した1m²当りのものである。</p>	区分	規格・仕様	単位	中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 赤系	m ²	淡彩	m ²	濃彩	m ²	ふつ素樹脂塗料 用 淡彩	m ²	濃彩	m ²	区分	規格・仕様	単位	上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 赤系	m ²	淡彩	m ²	濃彩	m ²	赤系	m ²	ふつ素樹脂塗料 淡彩	m ²	濃彩	m ²	区分	規格・仕様	単位	素地調整	清掃・水洗い	m ²	1種ケレン(プラスチ法)	m ²	2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m ²	3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	m ²	3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)	m ²	3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)	m ²	4種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m ²	区分	規格・仕様	単位	下塗り塗装	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料 はけ・ローラー	m ²	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	スプレー	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー	鉛・クロムフリーさめ止めペイント(2層)	はけ・ローラーI	有機ジンクリッヂペイント(2回塗り/層)	はけ・ローラーII	有機ジンクリッヂペイント	スプレー	無溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー	<p>語句の修正 赤系の追加</p>
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																			
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 赤系	m ²																																																																																																																																			
	淡彩	m ²																																																																																																																																			
	濃彩	m ²																																																																																																																																			
	ふつ素樹脂塗料 淡彩	m ²																																																																																																																																			
濃彩	m ²																																																																																																																																				
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																			
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 赤系	m ²																																																																																																																																			
	淡彩	m ²																																																																																																																																			
	濃彩	m ²																																																																																																																																			
	ふつ素樹脂塗料 淡彩	m ²																																																																																																																																			
濃彩	m ²																																																																																																																																				
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																			
素地調整	清掃・水洗い	m ²																																																																																																																																			
	1種ケレン(プラスチ法)	m ²																																																																																																																																			
	2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m ²																																																																																																																																			
	3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	m ²																																																																																																																																			
	3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)	m ²																																																																																																																																			
	3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)	m ²																																																																																																																																			
	4種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m ²																																																																																																																																			
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																			
下塗り塗装	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料 はけ・ローラー	m ²																																																																																																																																			
	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	スプレー																																																																																																																																			
	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー																																																																																																																																			
	鉛・クロムフリーさめ止めペイント(2層)	はけ・ローラーI																																																																																																																																			
	有機ジンクリッヂペイント(2回塗り/層)	はけ・ローラーII																																																																																																																																			
	有機ジンクリッヂペイント	スプレー																																																																																																																																			
	無溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー																																																																																																																																			
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																			
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 赤系	m ²																																																																																																																																			
	淡彩	m ²																																																																																																																																			
	濃彩	m ²																																																																																																																																			
	ふつ素樹脂塗料 用 淡彩	m ²																																																																																																																																			
濃彩	m ²																																																																																																																																				
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																			
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 赤系	m ²																																																																																																																																			
	淡彩	m ²																																																																																																																																			
	濃彩	m ²																																																																																																																																			
	赤系	m ²																																																																																																																																			
ふつ素樹脂塗料 淡彩	m ²																																																																																																																																				
濃彩	m ²																																																																																																																																				
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																			
素地調整	清掃・水洗い	m ²																																																																																																																																			
	1種ケレン(プラスチ法)	m ²																																																																																																																																			
	2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m ²																																																																																																																																			
	3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	m ²																																																																																																																																			
	3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)	m ²																																																																																																																																			
	3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)	m ²																																																																																																																																			
	4種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m ²																																																																																																																																			
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																			
下塗り塗装	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料 はけ・ローラー	m ²																																																																																																																																			
	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	スプレー																																																																																																																																			
	弱溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー																																																																																																																																			
	鉛・クロムフリーさめ止めペイント(2層)	はけ・ローラーI																																																																																																																																			
	有機ジンクリッヂペイント(2回塗り/層)	はけ・ローラーII																																																																																																																																			
	有機ジンクリッヂペイント	スプレー																																																																																																																																			
	無溶剤形変性エボキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー																																																																																																																																			
積算上の注意事項																																																																																																																																					

改定理由	一部改定	改定 現行	備考																																																																														
	現行	改定																																																																															
	<p>表2.7 塗替塗装(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">中塗り塗装</td> <td>長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー</td> <td>赤系 m² 淡彩 m² 濃彩 m²</td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>淡彩 m²</td> </tr> <tr> <td>スプレー</td> <td>淡彩 m²</td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>濃彩 m²</td> </tr> <tr> <td>スプレー</td> <td>濃彩 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.8 塗替塗装(4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">上塗り塗装</td> <td>長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー</td> <td>赤系 m² 淡彩 m² 濃彩 m²</td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>淡彩 m²</td> </tr> <tr> <td>スプレー</td> <td>淡彩 m²</td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>濃彩 m²</td> </tr> <tr> <td>スプレー</td> <td>濃彩 m²</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規格・仕様	単位	中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー	赤系 m ² 淡彩 m ² 濃彩 m ²	はけ・ローラー	淡彩 m ²	スプレー	淡彩 m ²	はけ・ローラー	濃彩 m ²	スプレー	濃彩 m ²	区分	規格・仕様	単位	上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー	赤系 m ² 淡彩 m ² 濃彩 m ²	はけ・ローラー	淡彩 m ²	スプレー	淡彩 m ²	はけ・ローラー	濃彩 m ²	スプレー	濃彩 m ²	<p>表2.7 塗替塗装(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">中塗り塗装</td> <td>長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー</td> <td>赤系 m² 淡彩 m² 濃彩 m²</td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>赤系 m²</td> </tr> <tr> <td>スプレー</td> <td>赤系 m²</td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>淡彩 m²</td> </tr> <tr> <td>スプレー</td> <td>淡彩 m²</td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>濃彩 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.8 塗替塗装(4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">上塗り塗装</td> <td>長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー</td> <td>赤系 m² 淡彩 m² 濃彩 m²</td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>赤系 m²</td> </tr> <tr> <td>スプレー</td> <td>赤系 m²</td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>淡彩 m²</td> </tr> <tr> <td>スプレー</td> <td>淡彩 m²</td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>濃彩 m²</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規格・仕様	単位	中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー	赤系 m ² 淡彩 m ² 濃彩 m ²	はけ・ローラー	赤系 m ²	スプレー	赤系 m ²	はけ・ローラー	淡彩 m ²	スプレー	淡彩 m ²	はけ・ローラー	濃彩 m ²	区分	規格・仕様	単位	上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー	赤系 m ² 淡彩 m ² 濃彩 m ²	はけ・ローラー	赤系 m ²	スプレー	赤系 m ²	はけ・ローラー	淡彩 m ²	スプレー	淡彩 m ²	はけ・ローラー	濃彩 m ²	語句の修正 赤系の追加																		
区分	規格・仕様	単位																																																																															
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー	赤系 m ² 淡彩 m ² 濃彩 m ²																																																																															
	はけ・ローラー	淡彩 m ²																																																																															
	スプレー	淡彩 m ²																																																																															
	はけ・ローラー	濃彩 m ²																																																																															
	スプレー	濃彩 m ²																																																																															
	区分	規格・仕様	単位																																																																														
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー	赤系 m ² 淡彩 m ² 濃彩 m ²																																																																															
	はけ・ローラー	淡彩 m ²																																																																															
	スプレー	淡彩 m ²																																																																															
	はけ・ローラー	濃彩 m ²																																																																															
	スプレー	濃彩 m ²																																																																															
	区分	規格・仕様	単位																																																																														
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー	赤系 m ² 淡彩 m ² 濃彩 m ²																																																																															
	はけ・ローラー	赤系 m ²																																																																															
	スプレー	赤系 m ²																																																																															
	はけ・ローラー	淡彩 m ²																																																																															
	スプレー	淡彩 m ²																																																																															
	はけ・ローラー	濃彩 m ²																																																																															
区分	規格・仕様	単位																																																																															
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料 はけ・ローラー	赤系 m ² 淡彩 m ² 濃彩 m ²																																																																															
	はけ・ローラー	赤系 m ²																																																																															
	スプレー	赤系 m ²																																																																															
	はけ・ローラー	淡彩 m ²																																																																															
	スプレー	淡彩 m ²																																																																															
	はけ・ローラー	濃彩 m ²																																																																															
	<p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p>表2.9 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td>全体面積</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が、標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁ S₂</td> <td>全体面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を、7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₃</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td>対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₄</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">側道橋</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₅</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td>対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₆</td> <td>全体面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新橋維手部現場塗装</td> <td>桁架設における新橋維手部の現場塗装の場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₇</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td>既設橋梁の床版強工(鋼板圧着工法)において、補強鋼板現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。ただし、増析は適用しない。</td> <td>K₈</td> <td>対象面積</td> </tr> </tbody> </table>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体面積	1工事の施工規模が、標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	全体面積	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を、7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₁	対象面積	通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₂	対象面積	補正係数	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₃	対象面積	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₄	対象面積	側道橋	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₅	対象面積	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₆	全体面積	新橋維手部現場塗装	桁架設における新橋維手部の現場塗装の場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₇	対象面積	既設橋梁の床版強工(鋼板圧着工法)において、補強鋼板現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。ただし、増析は適用しない。	K ₈	対象面積	<p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p>表2.9 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td>全体面積</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が、標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁ S₂</td> <td>全体面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を、7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₃</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td>対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₄</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">側道橋</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₅</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td>対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₆</td> <td>全体面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新橋維手部現場塗装</td> <td>桁架設における新橋維手部の現場塗装の場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。</td> <td>K₇</td> <td>対象面積</td> </tr> <tr> <td>既設橋梁の床版強工(鋼板圧着工法)において、補強鋼板現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。ただし、増析は適用しない。</td> <td>K₈</td> <td>対象面積</td> </tr> </tbody> </table>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体面積	1工事の施工規模が、標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	全体面積	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を、7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₁	対象面積	通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₂	対象面積	補正係数	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₃	対象面積	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₄	対象面積	側道橋	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₅	対象面積	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₆	全体面積	新橋維手部現場塗装	桁架設における新橋維手部の現場塗装の場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₇	対象面積	既設橋梁の床版強工(鋼板圧着工法)において、補強鋼板現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。ただし、増析は適用しない。	K ₈	対象面積	積算上の注意事項
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																														
加算率	標準	S ₀	全体面積																																																																														
	1工事の施工規模が、標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	全体面積																																																																														
時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を、7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₁	対象面積																																																																														
	通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₂	対象面積																																																																														
補正係数	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₃	対象面積																																																																														
	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₄	対象面積																																																																														
側道橋	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₅	対象面積																																																																														
	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₆	全体面積																																																																														
新橋維手部現場塗装	桁架設における新橋維手部の現場塗装の場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₇	対象面積																																																																														
	既設橋梁の床版強工(鋼板圧着工法)において、補強鋼板現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。ただし、増析は適用しない。	K ₈	対象面積																																																																														
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																														
加算率	標準	S ₀	全体面積																																																																														
	1工事の施工規模が、標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	全体面積																																																																														
時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を、7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₁	対象面積																																																																														
	通常勤務すべき時間(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₂	対象面積																																																																														
補正係数	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₃	対象面積																																																																														
	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₄	対象面積																																																																														
側道橋	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₅	対象面積																																																																														
	対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₆	全体面積																																																																														
新橋維手部現場塗装	桁架設における新橋維手部の現場塗装の場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。	K ₇	対象面積																																																																														
	既設橋梁の床版強工(鋼板圧着工法)において、補強鋼板現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を系数で補正する。ただし、増析は適用しない。	K ₈	対象面積																																																																														

工種	橋梁塗装工
----	-------

改定理由	一部改定	改定 現行			
現行					
(2) 加算率・補正係数の数値					
表2.10 加算率・補正係数の数値					
加算率 施工規模	S ₀	新橋現場塗装・新橋維手部現場塗装	塗替塗装		
		維手部 素地調整	準備・補修	塗作業	清掃・ 水洗い
		—	1,000 m ² 以上 0%	1,000 m ² 以上 0%	1,000 m ² 以上 0%
	S ₁	500 m ² ～ 1,000 m ² 10%	500 m ² ～ 1,000 m ² 10%	500 m ² ～ 1,000 m ² 15%	500 m ² ～ 1,000 m ² 10%
		500 m ² 未満 20%	500 m ² 未満 20%	500 m ² 未満 25%	500 m ² 未満 20%
	S ₂	—	—	—	—
	K ₁	1.10	1.10	1.10	1.15
	K ₂	1.45	1.35	1.35	1.45
	K ₃	1.40	—	1.40	1.80
	K ₄	—	1.20	1.20	1.20
補正係数	K ₅	—	1.20	1.20	1.20
	K ₆	—	—	—	1.50
	K ₇	—	—	1.45	—
	K ₈	—	—	1.35	—
	(注) 1. 施工規模は、新橋現場塗装、新橋維手部現場塗装、塗替塗装、それぞれの1工事における塗装対象面積（一層）で判断する。また、1工事中に複数の橋がある場合は、新橋現場塗装、塗替塗装別の塗装対象面積（複数橋の合計）で判断する。 2. 施工規模加算率（S ₀ ）又は（S ₁ ）と時間的制約の補正係数（K ₁ ）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 3. 新橋維手部現場塗装の補正と重複適用出来るのは、補正係数（K ₁ ）、（K ₂ ）の2項目である。他の加算率、補正係数は、重複して適用しない。 4. 横断歩道橋、側道橋、新橋維手部現場塗装、補強鋼板現場塗装及び高欄の単独施工の場合は、施工規模による加算率を重複して適用しない。 5. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合は、箱桁構造の密閉部（K ₃ ）のみを適用し、横断歩道橋（K ₄ ）、側道橋（K ₅ ）を重複して適用しない。 6. 新橋現場塗装における維手部への中・上塗りは、新橋維手部現場塗装の補正（K ₇ ）は適用しない。	(2) 加算率・補正係数の数値			
	表2.10 加算率・補正係数の数値				
	加算率 施工規模	新橋現場塗装・新橋維手部現場塗装	塗替塗装		
		維手部 素地調整	準備・補修	塗作業	清掃・ 水洗い
		—	1,000 m ² 以上 0%	1,000 m ² 以上 0%	1,000 m ² 以上 0%
	S ₁	500 m ² ～ 1,000 m ² 10%	500 m ² ～ 1,000 m ² 10%	500 m ² ～ 1,000 m ² 15%	500 m ² ～ 1,000 m ² 10%
		500 m ² 未満 20%	500 m ² 未満 20%	500 m ² 未満 25%	500 m ² 未満 20%
	S ₂	—	—	—	—
	K ₁	1.10	1.10	1.10	1.15
	K ₂	1.45	1.35	1.35	1.45
	K ₃	1.40	—	1.40	1.80
	K ₄	—	1.20	1.20	1.20
	K ₅	—	1.20	1.20	1.20
	K ₆	—	—	—	1.50
	K ₇	—	—	1.45	—
	K ₈	—	—	1.35	—
(注) 1. 施工規模は、新橋現場塗装、新橋維手部現場塗装、塗替塗装、それぞれの1工事における塗装対象面積（一層）で判断する。また、1工事中に複数の橋がある場合は、新橋現場塗装、塗替塗装別の塗装対象面積（複数橋の合計）で判断する。 2. 施工規模加算率（S ₁ ）又は（S ₂ ）と時間的制約の補正係数（K ₁ ）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 3. 新橋維手部現場塗装の補正と重複適用出来るのは、補正係数（K ₁ ）、（K ₂ ）の2項目である。他の加算率、補正係数は、重複して適用しない。 4. 横断歩道橋、側道橋、新橋維手部現場塗装、補強鋼板現場塗装及び高欄の単独施工の場合は、施工規模による加算率を重複して適用しない。 5. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合は、箱桁構造の密閉部（K ₃ ）のみを適用し、横断歩道橋（K ₄ ）、側道橋（K ₅ ）を重複して適用しない。 6. 新橋現場塗装における維手部への中・上塗りは、新橋維手部現場塗装の補正（K ₇ ）は適用しない。	(注) 1. 施工規模は、新橋現場塗装、新橋維手部現場塗装、塗替塗装、それぞれの1工事における塗装対象面積（一層）で判断する。また、1工事中に複数の橋がある場合は、新橋現場塗装、塗替塗装別の塗装対象面積（複数橋の合計）で判断する。 2. 施工規模加算率（S ₁ ）又は（S ₂ ）と時間的制約の補正係数（K ₁ ）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 3. 新橋維手部現場塗装の補正と重複適用出来るのは、補正係数（K ₁ ）、（K ₂ ）の2項目である。他の加算率、補正係数は、重複して適用しない。 4. 横断歩道橋、側道橋、新橋維手部現場塗装、補強鋼板現場塗装及び高欄の単独施工の場合は、施工規模による加算率を重複して適用しない。 5. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合は、箱桁構造の密閉部（K ₃ ）のみを適用し、横断歩道橋（K ₄ ）、側道橋（K ₅ ）を重複して適用しない。 6. 新橋現場塗装における維手部への中・上塗りは、新橋維手部現場塗装の補正（K ₇ ）は適用しない。	係数の削除			
積算上の注意事項					

改定理由	一部改定	改定 現行	備考																																																																																											
	現 行	改 定																																																																																												
<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。</p> <p>(2) 市場単価の設定という濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。</p> <p>(3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。</p> <p>鋸折構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。</p> <p>箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。</p> <p>弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。</p> <p>横断歩道橋……各種横断歩道橋。</p> <p>側道橋……各種側道橋。</p> <p>(4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整別は、次のとおりとする。</p> <p>1) さびが発生している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>発鏡面積 (%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。</td> <td>30以上</td> <td>旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>3種A</td> <td>点錆がかなり点在している。</td> <td>15～30</td> <td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3種B</td> <td>点錆が少し点在している。</td> <td>5～15</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種C</td> <td>点錆がほんの少し点在している。</td> <td>5以下</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) さびがない、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変色などの塗膜異常がある場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>塗膜異常面積 (%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3種A</td> <td>発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。</td> <td>30以上</td> <td>活膜は残すが、不良部は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3種B</td> <td>同上</td> <td>15～30</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種C</td> <td>同上</td> <td>5～15</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>4種</td> <td>白亜化・変色の著しい場合。</td> <td>5以下</td> <td>粉化物・汚れ等を除去する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 鋼橋架設の新橋維手部の素地調整は動力工具処理又はプラスト処理により行う作業をいう。</p> <p>(6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。</p> <p>(7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、プラスト処理により行う作業は適用外とする。</p> <p>(8) ケレン（プラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。</p> <p>(10) プラスト処理による素地調整工で発生したケレンかず、及び研磨材の処理に要する費用は含まない。</p> <p>(11) 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(12) 準備・補修における下塗り塗膜破損箇所の補修塗り、素地調整3種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッピング作業）の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(13) 隨意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	素地調整種別	さびの状態	発鏡面積 (%)	素地調整内容	1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上	3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上	素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積 (%)	素地調整内容	3種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	3種B	同上	15～30	同上	3種C	同上	5～15	同上	4種	白亜化・変色の著しい場合。	5以下	粉化物・汚れ等を除去する。	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。</p> <p>(2) 市場単価の設定という濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。</p> <p>(3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。</p> <p>鋸折構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。</p> <p>箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。</p> <p>弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。</p> <p>横断歩道橋……各種横断歩道橋。</p> <p>側道橋……各種側道橋。</p> <p>(4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整別は、次のとおりとする。</p> <p>1) さびが発生している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>発鏡面積 (%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。</td> <td>30以上</td> <td>旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>3種A</td> <td>点錆がかなり点在している。</td> <td>15～30</td> <td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3種B</td> <td>点錆が少し点在している。</td> <td>5～15</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種C</td> <td>点錆がほんの少し点在している。</td> <td>5以下</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) さびがない、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変色などの塗膜異常がある場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>塗膜異常面積 (%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3種A</td> <td>発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。</td> <td>30以上</td> <td>活膜は残すが、不良部は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3種B</td> <td>同上</td> <td>15～30</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種C</td> <td>同上</td> <td>5～15</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>4種</td> <td>同上</td> <td>5以下</td> <td>白亜化・変色の著しい場合。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>粉化物・汚れ等を除去する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 鋼橋架設の新橋維手部の素地調整は動力工具処理又はプラスト処理により行う作業をいう。</p> <p>(6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。</p> <p>(7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、プラスト処理により行う作業は適用外とする。</p> <p>(8) ケレン（プラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。</p> <p>(10) プラスト処理による素地調整工で発生したケレンかず、及び研磨材の処理に要する費用は含まない。</p> <p>(11) 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(12) 準備・補修における下塗り塗膜破損箇所の補修塗り、素地調整3種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッピング作業）の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(13) 隨意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(14) 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して、防せい処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。</p>	素地調整種別	さびの状態	発鏡面積 (%)	素地調整内容	1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上	3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上	素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積 (%)	素地調整内容	3種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	3種B	同上	15～30	同上	3種C	同上	5～15	同上	4種	同上	5以下	白亜化・変色の著しい場合。				粉化物・汚れ等を除去する。	語句の追記
素地調整種別	さびの状態	発鏡面積 (%)	素地調整内容																																																																																											
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																											
2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																											
3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。																																																																																											
3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上																																																																																											
3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上																																																																																											
素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積 (%)	素地調整内容																																																																																											
3種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。																																																																																											
3種B	同上	15～30	同上																																																																																											
3種C	同上	5～15	同上																																																																																											
4種	白亜化・変色の著しい場合。	5以下	粉化物・汚れ等を除去する。																																																																																											
素地調整種別	さびの状態	発鏡面積 (%)	素地調整内容																																																																																											
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																											
2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																											
3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。																																																																																											
3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上																																																																																											
3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上																																																																																											
素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積 (%)	素地調整内容																																																																																											
3種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。																																																																																											
3種B	同上	15～30	同上																																																																																											
3種C	同上	5～15	同上																																																																																											
4種	同上	5以下	白亜化・変色の著しい場合。																																																																																											
			粉化物・汚れ等を除去する。																																																																																											
積算上の注意事項	VI-1-(8)-6																																																																																													

工種	橋梁付属物工
----	--------

改定理由	一部改定	改定 現行	備考
現行			

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮緩手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置	用途関係		構造関係										摘要	
		歩道区分	積雪地対応	設置方向	遊間部形状	伸縮量	非補強筋	※本体	本体付箇所			特種			
									軽	普通	本体				
アサヒクラフト	エースジョイント	B-50, 80, 120, 50R, 70R	○	○	○	○	50~120 ○	14.9~15.2	52.0~180.0	○	○	○	○	○	
		MW-35, 50-I	○	○	○	○	35~50 ○	9.4	39.1~39.6	○	○	○	○	○	
		MW-60, 70, 80, 100, 120, 135-I	○	○	○	○	60~135 ○	9.4	54.0~86.7	○	○	○	○	○	
KMS ジョイント	KMS II-20, 35, 50	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~50 ○	6.2	63.0~86.4	○	○	○	○	誘導板別途	
KMA ジョイント	KMA-II-60, 80, 110, 160	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	60~160 ○	9.4~13.5	61.9~180.0	○	○	○	○	#	
	KMA-II-60, 80, 110, 160	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	60~160 ○	14.1~29.1	51.1~165.1	○	○	○	○	#	
シーベックジョイント	SP-60, 80, 110, 160KMA	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	60~160 ○	13.4~14.4	104.4~180.0	○	○	○	○		
	TR-50	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	50 ○	2.0	13.9 ○	○	○	○	○		
	3S-V ジョイント	3S-20V, 30V	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~30 ○	6.2	55.0~56.5	○	○	○	○		
		3S-40V	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	40 ○	6.2	67.5 ○	○	○	○	○		
	ST ジョイント	ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~80 ○	6.2~9.4	54.2~156.5	○	○	○	○		
	グラディングジョイント	GLH-20, 30, 40, 50	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~50 ○	9.4	162.3 ○	○	○	○	○	誘導板付き	
	スペーカージョイント	SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~100 ○	6.2	61.1~129.5	○	○	○	○	#	
	VM ジョイント	VM	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20 ○	6.2	31.5 ○	○	○	○	○	鉛直伸縮量 20mm	
		3S-V ジョイント(歩道用)	3S-V, 3S-20V, 30V	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~30 ○	6.2	37.8~39.3 ○	○	○	○	○		
	A1 ジョイント	A1J-20, 30	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~30 ○	4.0	42.3~44.8 ○	○	○	○	○		
	SBH ジョイント	SBH-40	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	40 ○	4.0	40.5 ○	○	○	○	○		
		SBH-60, 80	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	60~80 ○	4.0	53.8~60.1 ○	○	○	○	○		

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

VI-1-⑨-5

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮緩手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置	用途関係		構造関係										摘要	
		歩道区分	積雪地対応	設置方向	遊間部形状	伸縮量	非補強筋	※本体	本体付箇所			特種			
									軽	普通	本体				
アサヒクラフト	エースジョイント	B-50, 80, 120, 50R, 70R	○	○	○	○	50~120 ○	14.9~15.2	52.0~180.0	○	○	○	○	○	
		MW-35, 50-I	○	○	○	○	35~50 ○	9.4	39.1~39.6	○	○	○	○	○	
		MW-60, 70, 80, 100, 120, 135-I	○	○	○	○	60~135 ○	9.4	54.0~86.7	○	○	○	○	○	
KMS ジョイント	KMS II-20, 35, 50	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~50 ○	6.2	63.0~86.4	○	○	○	○	誘導板別途	
KMA ジョイント	KMA-II-60, 80, 110, 160	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	60~160 ○	12.73~14.35	51.6~169.74	○	○	○	○	#	
		KMA-60N, 80N, 110N, 160N	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	60~160 ○	12.73~14.35	61.29~174.96	○	○	○	○	二重止水構造付 誘導板別途	
シーベックジョイント	SP-60, 80, 110, 160KMA	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	60~160 ○	12.86~14.36	51.90~151.95	○	○	○	○		
	TR-50	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	50 ○	1.99	13.96 ○	○	○	○	○		
	3S-V ジョイント	3S-20V, 30V	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~30 ○	6.2	55.0~56.5	○	○	○	○		
		3S-40V	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	40 ○	6.2	67.5 ○	○	○	○	○		
ST ジョイント	ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~80 ○	6.2~9.4	54.2~156.5	○	○	○	○		
	ST-SRG	ST-SRG	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	80 ○	9.4	162.3 ○	○	○	○	○	誘導板付き	
	グラディングジョイント	GLH-20, 30, 40, 50	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~50 ○	6.2	140.5~166.0	○	○	○	○	#	
	スペーカージョイント	SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~100 ○	6.2	61.1~129.5	○	○	○	○	#	
	VM ジョイント	VM	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20 ○	6.2	31.5 ○	○	○	○	○	鉛直伸縮量 20mm	
		3S-V ジョイント(歩道用)	3S-V, 3S-20V, 30V	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~30 ○	6.2	37.8~39.3 ○	○	○	○	○		
	A1 ジョイント	A1J-20, 30	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	20~30 ○	4.0	42.3~44.8 ○	○	○	○	○		
	SBH ジョイント	SBH-40	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	40 ○	4.0	40.5 ○	○	○	○	○		
		SBH-60, 80	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	60~80 ○	4.0	53.8~60.1 ○	○	○	○	○		

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

メーカー規格変更に
伴う表の修正

工種	橋梁付属物工
----	--------

メーカー規格変更に
伴う表の修正

工 种	桥梁付属物工
-----	--------

メーカー規格変更に 伴う表の修正

工種	薄層カラー舗装工
----	----------

改定理由	一部改定	改定		備考																																											
		現行	改定 現行																																												
(2) 加算率・補正係数の数値																																															
<p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th>樹脂モルタル舗装工</th> <th>景観透水性舗装工</th> <th>樹脂系すべり止め舗装工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td>S₀</td> <td>(100m²以上) 0%</td> <td>(100m²以上) 0%</td> <td>(200m²以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(50m²以上～100m²未満) 5%</td> <td>(50m²以上～100m²未満) 5%</td> <td>(100m²以上～200m²未満) 5%</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>(50m²未満) 20%</td> <td>(50m²未満) 20%</td> <td>(100m²未満) 20%</td> </tr> <tr> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>階段ステップ部</td> <td>K₃</td> <td>1.25</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>既設アスファルト舗装面の施工</td> <td>K₄</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装面の施工</td> <td>K₅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率 (S₀) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。 2. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しない。</p>					区分	記号	樹脂モルタル舗装工	景観透水性舗装工	樹脂系すべり止め舗装工	加算率	S ₀	(100m ² 以上) 0%	(100m ² 以上) 0%	(200m ² 以上) 0%	S ₁	(50m ² 以上～100m ² 未満) 5%	(50m ² 以上～100m ² 未満) 5%	(100m ² 以上～200m ² 未満) 5%	S ₂	(50m ² 未満) 20%	(50m ² 未満) 20%	(100m ² 未満) 20%	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05	夜間作業	K ₂	1.10	1.10	1.10	階段ステップ部	K ₃	1.25	—	—	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	—	—	0.90	コンクリート舗装面の施工	K ₅	—	—	1.10
区分	記号	樹脂モルタル舗装工	景観透水性舗装工	樹脂系すべり止め舗装工																																											
加算率	S ₀	(100m ² 以上) 0%	(100m ² 以上) 0%	(200m ² 以上) 0%																																											
	S ₁	(50m ² 以上～100m ² 未満) 5%	(50m ² 以上～100m ² 未満) 5%	(100m ² 以上～200m ² 未満) 5%																																											
	S ₂	(50m ² 未満) 20%	(50m ² 未満) 20%	(100m ² 未満) 20%																																											
時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05																																											
夜間作業	K ₂	1.10	1.10	1.10																																											
階段ステップ部	K ₃	1.25	—	—																																											
既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	—	—	0.90																																											
コンクリート舗装面の施工	K ₅	—	—	1.10																																											
2-4 直接工事費の算出	直接工事費=設計単価(注)×設計数量 (注) 設計単価=標準の市場単価×(1+S ₀ or S ₁ or S ₂ /100)×(K ₁ ×K ₂ ×……×K ₅)	既設アスファルト舗装面の施工 (K 4) の補正是、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。		適用の範囲を追加																																											
3. 通用にあたっての留意事項	市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。	既設アスファルト舗装面の施工 (K 4) の補正是、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。																																													
(1) 共通事項	1) 各区分の工法は次のとおりとする。	既設アスファルト舗装面の施工 (K 4) の補正是、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。																																													
<p style="text-align: center;">表3.1 工法の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>目地 模様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂モルタル舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。</td> </tr> <tr> <td>景観透水性舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を、使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。</td> </tr> <tr> <td>樹脂系すべり止め舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 下地は標準状態とし、はつり、サンダー掛け、鋪落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は、別途計上する。(下地処理とは、施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。)</p> <p>3) 斜路部の施工は、階段ステップ部の補正を適用しない。</p>					区分	目地 模様	樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。	景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を、使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。	樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。																																			
区分	目地 模様																																														
樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。																																														
景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を、使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。																																														
樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。																																														
積算上の注意事項																																															

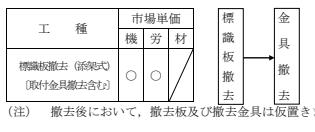
工種	道路標識設置工
----	---------

改定理由	一部改定	改定 現行	改定 現行	備考
	現行	改定	現行	
	<p>⑫ 道路標識設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事</p> <p>(2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事</p> <p>(3) 道路標識の更新工事</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事</p> <p>2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事</p> <p>3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 道路管理者以外が行う標識工事</p> <p>2) 着雪防止板の設置及び撤去</p> <p>3) 標識柱・基礎設置(路側式)で、白色、景観色(標準3色)以外の塗装色製品を購入し設置する場合</p> <p>4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事</p> <p>5) 標識柱の基礎がコンクリート以外(鋼管基礎など)の場合</p> <p>6) 道路照明柱を設置、撤去する場合</p> <p>7) 標識板設置において、部分補修(リベット止め、シール貼りなど)の場合</p> <p>8) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合</p> <p>9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機材料の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>(注) 1. 型枠は、スパイラル形式を含む。 2. 製装版被碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まれない。 3. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まれない。</p> <p>(注) 1. アンカーボルトの設置手間は含むが、材料費は加算額を加算する。</p> <p>VI-1-⑫-1</p>	<p>⑫ 道路標識設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。</p> <p>る。 1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事</p> <p>(2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事</p> <p>(3) 道路標識の更新工事</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事</p> <p>2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事</p> <p>3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 道路管理者以外が行う標識工事</p> <p>2) 着雪防止板の設置及び撤去</p> <p>3) 標識柱・基礎設置(路側式)で、白色、景観色(標準3色)以外の塗装色製品を購入し設置する場合</p> <p>4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事</p> <p>5) 標識柱の基礎がコンクリート以外(鋼管基礎など)の場合</p> <p>6) 道路照明柱を設置、撤去する場合</p> <p>7) 標識板設置において、複合構造で固定する標識板の場合</p> <p>8) 標識板設置において、部分補修(リベット止め、シール貼りなど)の場合</p> <p>9) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合</p> <p>10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合</p>	<p>適用範囲の明確化</p> <p>現行どおり</p>	
積算上の注意事項				

工種	道路標識設置工
----	---------

改定理由	一部改定	改定 現行	備考																																																																																
	<p>現 行</p> <p>2. 型枠は、スパイラル形式を含む。 3. 補装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まれない。 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まれない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内標識 〔路線番号除く〕</td> <td>○ ○ ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒・規制・指示・ 路線番号標識</td> <td>○ ○ ×</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. 案内標識板設置で、クランプ型プラケットを使用する場合は、材料費を別途計上すること。 2. 路線番号は、国道番号（118）、都道府県番号（118の2）に適用する。なお、「118、118の2」は「道路標識設置基準・同解説（社団法人 日本道路協会）」による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信号アーム 照明柱</td> <td>○ ○ ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設標識柱 歩道橋</td> <td>○ ○ ×</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）既設標識柱への設置は、支柱部に設置する場合のみ適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱・基礎撤去 （路側式） （単柱式・複柱式）</td> <td>○ ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. 撤去後ににおいて、撤去柱は仮置きまでとし、撤去コンクリート部は積込みまでとし、ともに処分費は含まれない。 2. 補装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まれない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱撤去 （片持式・門型式）</td> <td>○ ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）撤去後ににおいて、撤去柱は仮置きまでとし、処分費は含まれない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識基礎撤去 （片持式・門型式）</td> <td>○ ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. 撤去後ににおいて、撤去コンクリート部は積込みまでとし、処分費は含まれない。 2. 補装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まれない。</p>	工種	市場単価	機	労	材	案内標識 〔路線番号除く〕	○ ○ ○				警戒・規制・指示・ 路線番号標識	○ ○ ×				工種	市場単価	機	労	材	信号アーム 照明柱	○ ○ ○				既設標識柱 歩道橋	○ ○ ×				工種	市場単価	機	労	材	標識柱・基礎撤去 （路側式） （単柱式・複柱式）	○ ○				工種	市場単価	機	労	材	標識柱撤去 （片持式・門型式）	○ ○				工種	市場単価	機	労	材	標識基礎撤去 （片持式・門型式）	○ ○				<p>改 定</p> <p>現行どおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>市場単価</th> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内標識（新設） 〔路線番号除く〕</td> <td>○ ○ ○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>案内標識（移設） 〔路線番号除く〕</td> <td>○ ○ ×</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒・規制・指示・ 路線番号標識</td> <td>○ ○ ×</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. 案内標識（新設）〔路線番号除く〕で、クランプ型プラケットを使用する場合は、材料費を別途計上すること。 2. 路線番号は、国道番号（118）、都道府県番号（118の2）に適用する。なお、「118、118の2」は「道路標識設置基準・同解説（公益社団法人 日本道路協会）」による。</p>	工種	市場単価	機	労	材	案内標識（新設） 〔路線番号除く〕	○ ○ ○				案内標識（移設） 〔路線番号除く〕	○ ○ ×				警戒・規制・指示・ 路線番号標識	○ ○ ×				<p>現行どおり</p>
工種	市場単価	機	労	材																																																																															
案内標識 〔路線番号除く〕	○ ○ ○																																																																																		
警戒・規制・指示・ 路線番号標識	○ ○ ×																																																																																		
工種	市場単価	機	労	材																																																																															
信号アーム 照明柱	○ ○ ○																																																																																		
既設標識柱 歩道橋	○ ○ ×																																																																																		
工種	市場単価	機	労	材																																																																															
標識柱・基礎撤去 （路側式） （単柱式・複柱式）	○ ○																																																																																		
工種	市場単価	機	労	材																																																																															
標識柱撤去 （片持式・門型式）	○ ○																																																																																		
工種	市場単価	機	労	材																																																																															
標識基礎撤去 （片持式・門型式）	○ ○																																																																																		
工種	市場単価	機	労	材																																																																															
案内標識（新設） 〔路線番号除く〕	○ ○ ○																																																																																		
案内標識（移設） 〔路線番号除く〕	○ ○ ×																																																																																		
警戒・規制・指示・ 路線番号標識	○ ○ ×																																																																																		
積算上の注意事項			移設する場合の単価を設定																																																																																

工種	道路標識設置工
----	---------

改定理由	一部改定	改定																																																																															
		現行	改定																																																																														
	現 行	改 定	備 考																																																																														
	 <p>(注) 撤去後において、撤去板は仮置きまでとし、処分費は含まない。</p>  <p>(注) 撤去後において、撤去板及び撤去金具は仮置きまでとし、処分費は含まない。</p>	 <p>現行どおり</p>																																																																															
	<p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>表2.1 標識柱・基礎設置(路側式(単柱式))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">規 格・仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》</td> <td rowspan="10">単柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上</td> <td rowspan="4">メッキ品</td> <td>柱径 φ 60.5</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 101.6</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下地亜鉛メッキ +静電粉体塗装(白色)</td> <td>柱径 φ 60.5</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 101.6</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静電粉体塗装(白色)</td> <td>柱径 φ 60.5</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>柱径 φ 89.1</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.2 標識柱・基礎設置(路側式(複柱式))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">規 格・仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》</td> <td rowspan="10">複柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上</td> <td rowspan="4">メッキ品</td> <td>柱径 φ 60.5</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 101.6</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下地亜鉛メッキ +静電粉体塗装(白色)</td> <td>柱径 φ 60.5</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 101.6</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静電粉体塗装(白色)</td> <td>柱径 φ 60.5</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>柱径 φ 76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>柱径 φ 89.1</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.3 標識柱設置(片持式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">規 格・仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設置 片持式</td> <td rowspan="2">《材料費》 《設置手間》 基礎別途計上</td> <td>メッキ品</td> <td>アンカーボルト含まず</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>1基当りの総質量</td> <td>400 kg未満 400 kg以上</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規 格・仕 様			単 位	標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	単柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基	柱径 φ 76.3	基	柱径 φ 89.1	基	柱径 φ 101.6	基	下地亜鉛メッキ +静電粉体塗装(白色)	柱径 φ 60.5	基	柱径 φ 76.3	基	柱径 φ 89.1	基	柱径 φ 101.6	基	静電粉体塗装(白色)	柱径 φ 60.5	基	柱径 φ 76.3	基		柱径 φ 89.1	基	区分	規 格・仕 様			単 位	標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	複柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基	柱径 φ 76.3	基	柱径 φ 89.1	基	柱径 φ 101.6	基	下地亜鉛メッキ +静電粉体塗装(白色)	柱径 φ 60.5	基	柱径 φ 76.3	基	柱径 φ 89.1	基	柱径 φ 101.6	基	静電粉体塗装(白色)	柱径 φ 60.5	基	柱径 φ 76.3	基		柱径 φ 89.1	基	区分	規 格・仕 様			単 位	設置 片持式	《材料費》 《設置手間》 基礎別途計上	メッキ品	アンカーボルト含まず	kg	1基当りの総質量	400 kg未満 400 kg以上	基	<p>2-2 市場単価の規格・仕様 <u>道路標識設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</u></p> <p>語句の追加</p>
区分	規 格・仕 様			単 位																																																																													
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	単柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基																																																																													
			柱径 φ 76.3	基																																																																													
			柱径 φ 89.1	基																																																																													
			柱径 φ 101.6	基																																																																													
		下地亜鉛メッキ +静電粉体塗装(白色)	柱径 φ 60.5	基																																																																													
			柱径 φ 76.3	基																																																																													
			柱径 φ 89.1	基																																																																													
			柱径 φ 101.6	基																																																																													
		静電粉体塗装(白色)	柱径 φ 60.5	基																																																																													
			柱径 φ 76.3	基																																																																													
	柱径 φ 89.1	基																																																																															
区分	規 格・仕 様			単 位																																																																													
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	複柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基																																																																													
			柱径 φ 76.3	基																																																																													
			柱径 φ 89.1	基																																																																													
			柱径 φ 101.6	基																																																																													
		下地亜鉛メッキ +静電粉体塗装(白色)	柱径 φ 60.5	基																																																																													
			柱径 φ 76.3	基																																																																													
			柱径 φ 89.1	基																																																																													
			柱径 φ 101.6	基																																																																													
		静電粉体塗装(白色)	柱径 φ 60.5	基																																																																													
			柱径 φ 76.3	基																																																																													
	柱径 φ 89.1	基																																																																															
区分	規 格・仕 様			単 位																																																																													
設置 片持式	《材料費》 《設置手間》 基礎別途計上	メッキ品	アンカーボルト含まず	kg																																																																													
		1基当りの総質量	400 kg未満 400 kg以上	基																																																																													
積算上の注意事項																																																																																	

工種	道路標識設置工
----	---------

工種	道路標識設置工
----	---------

改定理由	一部改定	改定	現行																																																																																																																																																																															
	現 行	改 定	備 考																																																																																																																																																																															
	前頁より移動																																																																																																																																																																																	
	<p>表2.10 標識柱撤去(片持式・門型式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">片持式</td> <td>1基当りの総質量 (支柱のみ)</td> <td>400kg未満 基 400kg以上 基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m未満 基</td> </tr> <tr> <td>1スパン当りの長さ (支柱のみ)</td> <td>10m以上20m未満 基 20m以上 基</td> </tr> <tr> <td>表2.11 標識基礎撤去(片持式・門型式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>規格・仕様</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>基礎撤去</td> <td>コンクリート基礎</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.12 標識板撤去(路側式・片持式・門型式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">標識板撤去 (路側式・片持式・門型式) (添架式は除く)</td> <td>案内標識</td> <td>2.0m未満 m²</td> </tr> <tr> <td>1枚当りの面積</td> <td>2.0m以上 m²</td> </tr> <tr> <td>警戒・規制・指示・路線番号標識</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>表2.13 標識板撤去(添架式標識板)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>規格・仕様</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">標識板撤去 (添架式標識板)</td> <td>信号アーム部</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>照明柱・既設標識柱</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>歩道橋</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p>表2.14 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>施工規模</td> <td>S₁ S₂</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td rowspan="5">対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害物のある場合</td> <td>K₄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価(円/m)を係数で補正する。</td> <td>K₅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>景観色塗装柱の場合</td> <td>(注) 施工規模加算(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算のみを対象とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	規格・仕様	単位	片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満 基 400kg以上 基		10m未満 基	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m以上20m未満 基 20m以上 基	表2.11 標識基礎撤去(片持式・門型式)		区分	規格・仕様	単位	基礎撤去	コンクリート基礎	m ²	区分	規格・仕様	単位	標識板撤去 (路側式・片持式・門型式) (添架式は除く)	案内標識	2.0m未満 m ²	1枚当りの面積	2.0m以上 m ²	警戒・規制・指示・路線番号標識	基	表2.13 標識板撤去(添架式標識板)		区分	規格・仕様	単位	標識板撤去 (添架式標識板)	信号アーム部	基	照明柱・既設標識柱	基	歩道橋	基	区分	適用基準	記号	備考	加算率	施工規模	S ₁ S ₂	全体数量	1工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。			補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	夜間作業	K ₃		障害物のある場合	K ₄		門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価(円/m)を係数で補正する。	K ₅		景観色塗装柱の場合	(注) 施工規模加算(S ₁)又は(S ₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K ₁)が重複する場合は、施工規模加算のみを対象とする。			<p>表2.10 標識柱・基礎撤去(单柱式・複柱式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">路側式</td> <td>单柱式(基礎含む)</td> <td>柱径 φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6 基</td> </tr> <tr> <td>複柱式(基礎含む)</td> <td>柱径 φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6 基</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.11 標識柱撤去(片持式・門型式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">片持式</td> <td>1基当りの総質量 (支柱のみ)</td> <td>400kg未満 基 400kg以上 基</td> </tr> <tr> <td>1スパン当りの長さ (支柱のみ)</td> <td>10m未満 基 10m以上20m未満 基 20m以上 基</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.12 標識基礎撤去(片持式・門型式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎撤去</td> <td>コンクリート基礎</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.13 標識板撤去(路側式・片持式・門型式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">案内標識 (路側式・片持式・門型式)</td> <td>1枚当りの面積</td> <td>2.0m未満 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.0m以上 m²</td> </tr> <tr> <td>警戒・規制・指示・路線番号標識</td> <td>基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14 標識板撤去(添架式標識板)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">添架式標識板</td> <td>信号アーム部</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>照明柱・既設標識柱</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>歩道橋</td> <td>基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p>表2.15 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>施工規模</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₂</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td rowspan="5">対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害物のある場合</td> <td>K₄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価(円/m)を係数で補正する。</td> <td>K₅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>景観色塗装柱の場合</td> <td>(注) 施工規模加算(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算のみを対象とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	規格・仕様	単位	路側式	单柱式(基礎含む)	柱径 φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6 基	複柱式(基礎含む)	柱径 φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6 基	区分	規格・仕様	単位	片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満 基 400kg以上 基	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満 基 10m以上20m未満 基 20m以上 基	区分	規格・仕様	単位	基礎撤去	コンクリート基礎	m ²	区分	規格・仕様	単位	案内標識 (路側式・片持式・門型式)	1枚当りの面積	2.0m未満 m ²		2.0m以上 m ²	警戒・規制・指示・路線番号標識	基		区分	規格・仕様	単位	添架式標識板	信号アーム部	基	照明柱・既設標識柱	基	歩道橋	基		区分	適用基準	記号	備考	加算率	施工規模	S ₁	全体数量	1工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₂		補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	夜間作業	K ₃		障害物のある場合	K ₄		門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価(円/m)を係数で補正する。	K ₅		景観色塗装柱の場合	(注) 施工規模加算(S ₁)又は(S ₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K ₁)が重複する場合は、施工規模加算のみを対象とする。			<p>連番修正</p> <p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p>表2.15 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>施工規模</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₂</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td rowspan="5">対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害物のある場合</td> <td>K₄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価(円/m)を係数で補正する。</td> <td>K₅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>景観色塗装柱の場合</td> <td>(注) 施工規模加算(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算のみを対象とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用基準	記号	備考	加算率	施工規模	S ₁	全体数量	1工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₂		補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	夜間作業	K ₃		障害物のある場合	K ₄		門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価(円/m)を係数で補正する。	K ₅		景観色塗装柱の場合	(注) 施工規模加算(S ₁)又は(S ₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K ₁)が重複する場合は、施工規模加算のみを対象とする。			<p>語句の修正</p>
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																																																
片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満 基 400kg以上 基																																																																																																																																																																																
		10m未満 基																																																																																																																																																																																
	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m以上20m未満 基 20m以上 基																																																																																																																																																																																
表2.11 標識基礎撤去(片持式・門型式)																																																																																																																																																																																		
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																																																
基礎撤去	コンクリート基礎	m ²																																																																																																																																																																																
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																																																
標識板撤去 (路側式・片持式・門型式) (添架式は除く)	案内標識	2.0m未満 m ²																																																																																																																																																																																
	1枚当りの面積	2.0m以上 m ²																																																																																																																																																																																
	警戒・規制・指示・路線番号標識	基																																																																																																																																																																																
表2.13 標識板撤去(添架式標識板)																																																																																																																																																																																		
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																																																
標識板撤去 (添架式標識板)	信号アーム部	基																																																																																																																																																																																
	照明柱・既設標識柱	基																																																																																																																																																																																
	歩道橋	基																																																																																																																																																																																
区分	適用基準	記号	備考																																																																																																																																																																															
加算率	施工規模	S ₁ S ₂	全体数量																																																																																																																																																																															
	1工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。																																																																																																																																																																																	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量																																																																																																																																																																															
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																																																																																																																																																																
夜間作業	K ₃																																																																																																																																																																																	
障害物のある場合	K ₄																																																																																																																																																																																	
門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価(円/m)を係数で補正する。	K ₅																																																																																																																																																																																	
景観色塗装柱の場合	(注) 施工規模加算(S ₁)又は(S ₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K ₁)が重複する場合は、施工規模加算のみを対象とする。																																																																																																																																																																																	
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																																																
路側式	单柱式(基礎含む)	柱径 φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6 基																																																																																																																																																																																
	複柱式(基礎含む)	柱径 φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6 基																																																																																																																																																																																
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																																																
片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満 基 400kg以上 基																																																																																																																																																																																
	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満 基 10m以上20m未満 基 20m以上 基																																																																																																																																																																																
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																																																
基礎撤去	コンクリート基礎	m ²																																																																																																																																																																																
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																																																
案内標識 (路側式・片持式・門型式)	1枚当りの面積	2.0m未満 m ²																																																																																																																																																																																
		2.0m以上 m ²																																																																																																																																																																																
警戒・規制・指示・路線番号標識	基																																																																																																																																																																																	
区分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																																																
添架式標識板	信号アーム部	基																																																																																																																																																																																
	照明柱・既設標識柱	基																																																																																																																																																																																
歩道橋	基																																																																																																																																																																																	
区分	適用基準	記号	備考																																																																																																																																																																															
加算率	施工規模	S ₁	全体数量																																																																																																																																																																															
	1工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₂																																																																																																																																																																																
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量																																																																																																																																																																															
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																																																																																																																																																																
夜間作業	K ₃																																																																																																																																																																																	
障害物のある場合	K ₄																																																																																																																																																																																	
門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価(円/m)を係数で補正する。	K ₅																																																																																																																																																																																	
景観色塗装柱の場合	(注) 施工規模加算(S ₁)又は(S ₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K ₁)が重複する場合は、施工規模加算のみを対象とする。																																																																																																																																																																																	
区分	適用基準	記号	備考																																																																																																																																																																															
加算率	施工規模	S ₁	全体数量																																																																																																																																																																															
	1工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₂																																																																																																																																																																																
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量																																																																																																																																																																															
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																																																																																																																																																																
夜間作業	K ₃																																																																																																																																																																																	
障害物のある場合	K ₄																																																																																																																																																																																	
門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価(円/m)を係数で補正する。	K ₅																																																																																																																																																																																	
景観色塗装柱の場合	(注) 施工規模加算(S ₁)又は(S ₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K ₁)が重複する場合は、施工規模加算のみを対象とする。																																																																																																																																																																																	
積算上の注意事項																																																																																																																																																																																		

工種	道路標識設置工
----	---------

改定理由	一部改定	改定	現行	備考																																																																																																																																																																																				
	現行	改定	現行																																																																																																																																																																																					
	前頁より移動																																																																																																																																																																																							
	<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>記号</th> <th>標識柱・基礎</th> <th colspan="2">標識柱</th> <th colspan="2">標識板</th> <th colspan="2">添架式標識板取付金具</th> <th>基礎</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">加算率</th> <th rowspan="4">施工規模</th> <th>S_o</th> <td>路側式 5基以上 0%</td> <td>3基以上 0%</td> <td>3基以上 0%</td> <td>—</td> <td>5基以上 0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>S₁</th> <td>3~4基 15%</td> <td>2基 40%</td> <td>2基 40%</td> <td>—</td> <td>3~4基 15%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>S₂</th> <td>2基以下 25%</td> <td>1基 100%</td> <td>1基 100%</td> <td>—</td> <td>2基以下 25%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>K₁</th> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.05</td> <td>1.00</td> <td>1.15</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合 夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.30</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>1.05</td> <td>1.50</td> <td>1.15</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害物のある場合</td> <td>K₃</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>門型式標識柱の基礎の場合</td> <td>K₄</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>景観色塗装柱の場合</td> <td>K₅</td> <td>1.10</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。</p> <p>表2.15 加算率・補正係数の数値(設置工)</p>	区分		記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板		添架式標識板取付金具		基礎	加算率	施工規模	S _o	路側式 5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	—	5基以上 0%	—	—	—	S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	—	3~4基 15%	—	—	—	S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	2基以下 25%	—	—	—	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.00	1.15	1.05	1.05	1.05	補正係数	時間的制約を受ける場合 夜間作業	K ₂	1.30	1.35	1.35	1.05	1.50	1.15	1.25		障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	1.25		門型式標識柱の基礎の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	1.10		景観色塗装柱の場合	K ₅	1.10	—	—	—	—	—	—	<p>(注) 施工規模加算(S_o)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>記号</th> <th>標識柱・基礎</th> <th colspan="2">標識柱</th> <th colspan="2">標識板</th> <th colspan="2">添架式標識板取付金具</th> <th>基礎</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">加算率</th> <th rowspan="4">施工規模</th> <th>S_o</th> <td>路側式 5基以上 0%</td> <td>3基以上 0%</td> <td>3基以上 0%</td> <td>—</td> <td>10m未満 10m以上 0% 0%</td> <td>10m未満 10m以上 0% 0%</td> <td>5基以上 0%</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>S₁</th> <td>3~4基 15%</td> <td>2基 40%</td> <td>2基 40%</td> <td>—</td> <td>10m未満 10m以上 5% 30%</td> <td>10m未満 10m以上 5% 30%</td> <td>3~4基 15%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>S₂</th> <td>2基以下 25%</td> <td>1基 100%</td> <td>1基 100%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2基以下 25%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>K₁</th> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.05</td> <td>1.00</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合 夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.30</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>1.05</td> <td>1.35</td> <td>1.50</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害物のある場合</td> <td>K₃</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>門型式標識柱の基礎の場合</td> <td>K₄</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>景観色塗装柱の場合</td> <td>K₅</td> <td>1.10</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。 2. 標識板設置の施工規模は、標識板の1枚当たりの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。</p> <p>表2.16 加算率・補正係数の数値(撤去工)</p>	区分		記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板		添架式標識板取付金具		基礎	加算率	施工規模	S _o	路側式 5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	—	10m未満 10m以上 0% 0%	10m未満 10m以上 0% 0%	5基以上 0%	—	S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	—	10m未満 10m以上 5% 30%	10m未満 10m以上 5% 30%	3~4基 15%	—	S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	—	—	2基以下 25%	—	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.05	1.05	1.05	補正係数	時間的制約を受ける場合 夜間作業	K ₂	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15		障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	1.25		門型式標識柱の基礎の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	1.10		景観色塗装柱の場合	K ₅	1.10	—	—	—	—	—	—	<p>表2.17 加算率・補正係数の数値(撤去工)</p>	<p>(注) 標識板撤去の施工規模は、標識板の1枚当たりの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。</p> <p>次頁へ移動</p>	<p>移設する場合の単価を設定 施工規模加算を追加</p> <p>施工規模加算を追加</p> <p>夜間作業の補正係数を改定</p>	
区分		記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板		添架式標識板取付金具		基礎																																																																																																																																																																														
加算率	施工規模	S _o	路側式 5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	—	5基以上 0%	—	—	—																																																																																																																																																																														
		S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	—	3~4基 15%	—	—	—																																																																																																																																																																														
		S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	2基以下 25%	—	—	—																																																																																																																																																																														
		K ₁	1.10	1.10	1.05	1.00	1.15	1.05	1.05	1.05																																																																																																																																																																														
補正係数	時間的制約を受ける場合 夜間作業	K ₂	1.30	1.35	1.35	1.05	1.50	1.15	1.25																																																																																																																																																																															
	障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	1.25																																																																																																																																																																															
	門型式標識柱の基礎の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	1.10																																																																																																																																																																															
	景観色塗装柱の場合	K ₅	1.10	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																															
区分		記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板		添架式標識板取付金具		基礎																																																																																																																																																																														
加算率	施工規模	S _o	路側式 5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	—	10m未満 10m以上 0% 0%	10m未満 10m以上 0% 0%	5基以上 0%	—																																																																																																																																																																														
		S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	—	10m未満 10m以上 5% 30%	10m未満 10m以上 5% 30%	3~4基 15%	—																																																																																																																																																																														
		S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	—	—	2基以下 25%	—																																																																																																																																																																														
		K ₁	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.05	1.05	1.05																																																																																																																																																																														
補正係数	時間的制約を受ける場合 夜間作業	K ₂	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15																																																																																																																																																																															
	障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	1.25																																																																																																																																																																															
	門型式標識柱の基礎の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	1.10																																																																																																																																																																															
	景観色塗装柱の場合	K ₅	1.10	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																															
	<p>2-4 加算額</p> <p>表2.17 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">適用基準</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">加算額</td> <td>曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)</td> <td colspan="2">路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。</td> <td>本</td> <td rowspan="4">対象 数量</td> </tr> <tr> <td>標識板の裏面塗装</td> <td colspan="2">片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルトの材料価格</td> <td colspan="2">基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を計上する。</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>取付金具の材料価格</td> <td colspan="2">照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2段または補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超える場合、1段増量することに金額を加算する。</td> <td>段</td> </tr> </tbody> </table>	区分		適用基準		単位	備考	加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。		本	対象 数量	標識板の裏面塗装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。		m ²	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を計上する。		kg	取付金具の材料価格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2段または補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超える場合、1段増量することに金額を加算する。		段																																																																																																																																																															
区分		適用基準		単位	備考																																																																																																																																																																																			
加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。		本	対象 数量																																																																																																																																																																																			
	標識板の裏面塗装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。		m ²																																																																																																																																																																																				
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を計上する。		kg																																																																																																																																																																																				
	取付金具の材料価格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2段または補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超える場合、1段増量することに金額を加算する。		段																																																																																																																																																																																				
	VI-1-⑫-6																																																																																																																																																																																							
積算上の注意事項																																																																																																																																																																																								

工種	道路標識設置工
----	---------

改定理由	一部改定	改定		備考
		現行	現行	
	<p>VI-1-⑫-8</p>			表題を追加 現行どおり
積算上の注意事項				

改定理由	一部改定	改定		備考
		現行	現行	
	 		語句の修正	
	 			語句の修正
積算上の注意事項				

工種	道路付属物設置工
----	----------

工種	道路付属物設置工
----	----------

改定理由	一部改定	改定 現行																																													
現行		改定	備考																																												
		<p style="text-align: center;">表2.10 加算率・補正係数の数値(撤去工)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th>視線誘導標</th> <th>境界杭</th> <th>道路網</th> <th>車線分離標</th> <th>境界紙</th> </tr> <tr> <th>(30本以上)</th> <th>(30本以上)</th> <th>(30個以上)</th> <th>(30本以上)</th> <th>(30枚以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td>S₀</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(10本以上) 30本未満 20%</td> <td>(10本以上) 30本未満 20%</td> <td>(10個以上) 30個未満 20%</td> <td>(10本以上) 30本未満 20%</td> <td>(10枚以上) 30枚未満 20%</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10個未満) 30%</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10枚未満) 30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁ K₂</td> <td>1.20 1.50</td> <td>1.20 1.50</td> <td>1.20 1.50</td> <td>1.20 1.50</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₁</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施工規模加算率(S₀)又は(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p>	区分	記号	視線誘導標	境界杭	道路網	車線分離標	境界紙	(30本以上)	(30本以上)	(30個以上)	(30本以上)	(30枚以上)	加算率	S ₀	0%	0%	0%	0%	0%	S ₁	(10本以上) 30本未満 20%	(10本以上) 30本未満 20%	(10個以上) 30個未満 20%	(10本以上) 30本未満 20%	(10枚以上) 30枚未満 20%	S ₂	(10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁ K ₂	1.20 1.50	1.20 1.50	1.20 1.50	1.20 1.50	夜間作業	K ₁	1.20	1.20	1.20	1.20	補正率の見直し
区分	記号	視線誘導標			境界杭	道路網	車線分離標	境界紙																																							
		(30本以上)	(30本以上)	(30個以上)	(30本以上)	(30枚以上)																																									
加算率	S ₀	0%	0%	0%	0%	0%																																									
	S ₁	(10本以上) 30本未満 20%	(10本以上) 30本未満 20%	(10個以上) 30個未満 20%	(10本以上) 30本未満 20%	(10枚以上) 30枚未満 20%																																									
	S ₂	(10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%																																									
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁ K ₂	1.20 1.50	1.20 1.50	1.20 1.50	1.20 1.50																																									
	夜間作業	K ₁	1.20	1.20	1.20	1.20																																									
2-4 加算額	(1) 加算額の適用基準	2-4 加算額	連番の修正																																												
<p style="text-align: center;">表2.10 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td>反射体 径 φ100以下 防塵型 (プロペラ型)</td> <td>面</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>反射体 径 φ300</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>さや管</td> <td>対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。</td> <td>本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。</p>	規格・仕様	適用基準	単位	備考	加算額	反射体 径 φ100以下 防塵型 (プロペラ型)	面	対象数量	反射体 径 φ300	本	さや管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	本		<p style="text-align: center;">表2.11 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td>反射体 径 φ100以下 防塵型 (プロペラ型)</td> <td>面</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>反射体 径 φ300</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>さや管</td> <td>対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。</td> <td>本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。</p>	規格・仕様	適用基準	単位	備考	加算額	反射体 径 φ100以下 防塵型 (プロペラ型)	面	対象数量	反射体 径 φ300	本	さや管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	本																			
規格・仕様	適用基準	単位	備考																																												
加算額	反射体 径 φ100以下 防塵型 (プロペラ型)	面	対象数量																																												
	反射体 径 φ300	本																																													
さや管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	本																																													
規格・仕様	適用基準	単位	備考																																												
加算額	反射体 径 φ100以下 防塵型 (プロペラ型)	面	対象数量																																												
	反射体 径 φ300	本																																													
さや管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	本																																													
2-5 直接工事費の算出			現行どおり																																												
<p>直接工事費=設計単価(注1) × 設計数量+加算額総金額(注2)</p> <p>(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100) × (K₁ × K₂)</p> <p>(注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p>																																															
3. 適用にあたっての留意事項																																															
<p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界紙は除く)</p> <p>設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費</p> <p>(2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 反射体材質:ボリカーボネートおよび同等品。 2) 支柱材質:鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。 <p>(3) 根巻基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻基礎無し」の価格を用いる。</p> <p>(4) 道路網の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 設置幅:本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。 <p>(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>																																															
VI-1-⑩-7																																															
積算上の注意事項																																															

改定理由	一部改定	改定											
		現行	改定										
現 行		改 定											
<p>2-2 市場単価の規格・仕様 軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <caption>表2.1 規格・仕様</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">サンドドレン工</td> <td>打設長 10m未満</td> <td rowspan="3">m</td> </tr> <tr> <td>10m以上 20m未満</td> </tr> <tr> <td>20m以上 35m未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">サンドコンパクションバイル工</td> <td>打設長 10m未満</td> </tr> <tr> <td>10m以上 20m未満</td> </tr> <tr> <td>20m以上 35m未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 規格・仕様は、造成する砂杭1本当りの打設長を対象とする。 (注2) 併用工の場合、区分毎の杭長(L2・L3)で判断せず、造成する砂杭1本当りの打設長(L1)を対象とする。(L1 < 35m)</p> <p>(注3) サンドマットがある場合、サンドマット(La)の厚みを含む長さ(L1=La+Lb)とする。</p> <p>(注4) 1工事で規格・仕様が複数にわたる場合、それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。</p>		区分	規格・仕様	単位	サンドドレン工	打設長 10m未満	m	10m以上 20m未満	20m以上 35m未満	サンドコンパクションバイル工	打設長 10m未満	10m以上 20m未満	20m以上 35m未満
区分	規格・仕様	単位											
サンドドレン工	打設長 10m未満	m											
	10m以上 20m未満												
	20m以上 35m未満												
サンドコンパクションバイル工	打設長 10m未満												
	10m以上 20m未満												
	20m以上 35m未満												
<p>2-2 市場単価の規格・仕様 軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <caption>表2.1 規格・仕様区分</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">サンドドレン工</td> <td>打設長 10m未満</td> <td rowspan="3">m</td> </tr> <tr> <td>10m以上 20m未満</td> </tr> <tr> <td>20m以上 35m未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">サンドコンパクションバイル工</td> <td>打設長 10m未満</td> </tr> <tr> <td>10m以上 20m未満</td> </tr> <tr> <td>20m以上 35m未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 規格・仕様は、造成する砂杭1本当りの打設長を対象とする。 2. 併用工の場合、区分毎の杭長(L2・L3)で判断せず、造成する砂杭1本当りの打設長(L1)を対象とする。(L1 < 35m)</p> <p>3. サンドマットがある場合、サンドマット(La)の厚みを含む長さ(L1=La+Lb)とする。</p> <p>4. 1工事で規格・仕様が複数にわたる場合、それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。</p>		区分	規格・仕様	単位	サンドドレン工	打設長 10m未満	m	10m以上 20m未満	20m以上 35m未満	サンドコンパクションバイル工	打設長 10m未満	10m以上 20m未満	20m以上 35m未満
区分	規格・仕様	単位											
サンドドレン工	打設長 10m未満	m											
	10m以上 20m未満												
	20m以上 35m未満												
サンドコンパクションバイル工	打設長 10m未満												
	10m以上 20m未満												
	20m以上 35m未満												
積算上の注意事項													

工種	軟弱地盤処理工(市場単価)
----	---------------

改定理由	一部改定	改定 現行																																										
現 行		改 定	備 考																																									
2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準		2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準																																										
表2.2 加算率・補正係数の適用基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施工規模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	適用基準	記号	備考	加算率 施工規模	標準	S ₀		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	全体数量	補正係数 時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃		表2.2 加算率・補正係数の適用基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施工規模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用基準	記号	備考	加算率 施工規模	標準	S ₀		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	全体数量	補正係数 時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
区分	適用基準	記号	備考																																									
加算率 施工規模	標準	S ₀																																										
	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	全体数量																																									
補正係数 時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																																									
	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																										
夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃																																										
区分	適用基準	記号	備考																																									
加算率 施工規模	標準	S ₀																																										
	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	全体数量																																									
補正係数 時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																																									
	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																										
夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃																																										
(2) 加算率・補正係数の数値		(2) 加算率・補正係数の数値																																										
表2.3 加算率・補正係数の数値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th>サンドドレン工</th> <th>サンドコンパクションバイル工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施工規模</td> <td>S₀</td> <td>(3,000m以上)</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(3,000m未満)</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>K₂</td> <td>1.05</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模加算率 (S₁) のみを対象とする。 2. 併用工の施工規模は、区分 (L₂・L₃) 每の総延長で判断せず、一工事における総延長 (L₁) の合計で判断する。(表2.1 (注) 2の図参照)</p>		区分	記号	サンドドレン工	サンドコンパクションバイル工	加算率 施工規模	S ₀	(3,000m以上)	0%	S ₁	(3,000m未満)	15%	補正係数 時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15		K ₂	1.05		表2.3 加算率・補正係数の数値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th>サンドドレン工</th> <th>サンドコンパクションバイル工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施工規模</td> <td>S₀</td> <td>(3,000m以上)</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(3,000m未満)</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>K₂</td> <td>1.05</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模加算率 (S₁) のみを対象とする。 2. 併用工の施工規模は、区分 (L₂・L₃) 每の総延長で判断せず、1工事における総延長 (L₁) の合計で判断する。(表2.1 (注) 2の図参照)</p>	区分	記号	サンドドレン工	サンドコンパクションバイル工	加算率 施工規模	S ₀	(3,000m以上)	0%	S ₁	(3,000m未満)	15%	補正係数 時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15		K ₂	1.05							
区分	記号	サンドドレン工	サンドコンパクションバイル工																																									
加算率 施工規模	S ₀	(3,000m以上)	0%																																									
	S ₁	(3,000m未満)	15%																																									
補正係数 時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15																																										
	K ₂	1.05																																										
区分	記号	サンドドレン工	サンドコンパクションバイル工																																									
加算率 施工規模	S ₀	(3,000m以上)	0%																																									
	S ₁	(3,000m未満)	15%																																									
補正係数 時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15																																										
	K ₂	1.05																																										
2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価×設計数量+材料費 (注2) (注) 1. 設計単価=標準の市場単価×(1+S ₀ or S ₁ /100) × (K ₁ ×K ₂) 2. 材料費は必要に応じて計上。		2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価 (注1) × 設計数量+材料費 (注2) (注) 1. 設計単価=標準の市場単価×(1+S ₀ or S ₁ /100) × (K ₁ ×K ₂) 2. 材料費は必要に応じて計上。																																										
3. 適用にあたっての留意事項 (1) 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 1) 市場単価には材料費（砂、碎石）を含まない。材料費の計上は次による。 材料費=π/4×杭径 ² ×(1+ロス率 (注1)) ×工種別打設長 (注2) ×材料単価		3. 適用にあたっての留意事項 (1) 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 1) 市場単価には材料費（砂、碎石）を含まない。材料費の計上は次による。 材料費=π/4×杭径 ² ×(1+ロス率 (注1)) ×工種別打設長 (注2) ×材料単価																																										
表3.1 砂のロス率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>サンドドレン工</th> <th>+0.26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サンドコンパクションバイル工</td> <td>+0.41</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 碎石を使用する場合のロス率は別途考慮すること。 2. サンドマットの厚みも含む。</p>		サンドドレン工	+0.26	サンドコンパクションバイル工	+0.41	表3.1 砂のロス率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>サンドドレン工</th> <th>+0.26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サンドコンパクションバイル工</td> <td>+0.41</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 碎石を使用する場合のロス率は別途考慮すること。 2. サンドマットの厚みも含む。</p>	サンドドレン工	+0.26	サンドコンパクションバイル工	+0.41																																		
サンドドレン工	+0.26																																											
サンドコンパクションバイル工	+0.41																																											
サンドドレン工	+0.26																																											
サンドコンパクションバイル工	+0.41																																											
(2) サンドバイル打機の分解・組立・運搬については、別途運搬費にて計上する。 (3) 隨意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。		(2) サンドバイル打機の分解・組立・運搬については、別途運搬費にて計上する。 (3) 隨意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。																																										
VI-1-⑮-3																																												
積算上の注意事項	語句の修正																																											

語句の修正

工種	コンクリートブロック積工(市場単価)
----	--------------------

改定理由	一部改定	改定																																																																																		
		改定	現行																																																																																	
現行		改定		備考 適用範囲の明確化																																																																																
<p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <caption>表2.2 加算率・補正係数の適用基準</caption> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合(100m²未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき時間帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>裏込コンクリートを施工しない場合</td> <td>K₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>K₄</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <caption>表2.3 加算率・補正係数の数値</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th>コンクリートブロック積工</th> <th>ブロック積工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td rowspan="2">施工規模</td> <td>S₀</td> <td>100m²以上 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>100m²未満 15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>裏込コンクリートを施工しない場合</td> <td>K₃</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>K₄</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施工規模加算率(S_i)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K_j)が重複する場合は、施工規模の加算率のみを対象とする。</p> <p>2-4 直接工事費の算出</p> <p>直接工事費 = (設計単価 × 設計数量) + 材料費 (注2)</p> <p>(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ / 100) × (K₁ × K₂ × K₃ × K₄)</p> <p>(注2) 脫込・裏込コンクリートを施工する場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。 材料費 = コンクリート(脱込・裏込)材料単価 × 設計数量 × 1.12 (ロス分)</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合(100m ² 未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	全体数量	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。			夜間作業	K ₂	対象数量	通常勤務すべき時間帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。			裏込コンクリートを施工しない場合	K ₃	対象数量	空積の場合	K ₄	対象数量	区分	記号	コンクリートブロック積工	ブロック積工	加算率	施工規模	S ₀	100m ² 以上 0%	S ₁	100m ² 未満 15%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15	夜間作業	K ₂	1.25	裏込コンクリートを施工しない場合	K ₃	0.95	空積の場合	K ₄	0.85	<p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <caption>表2.2 加算率・補正係数の適用基準</caption> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合(100m²未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき時間帯(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>裏込コンクリートを施工しない場合</td> <td>K₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>K₄</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>現行どおり</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合(100m ² 未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	全体数量	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。			夜間作業	K ₂	対象数量	通常勤務すべき時間帯(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。			裏込コンクリートを施工しない場合	K ₃	対象数量	空積の場合	K ₄	対象数量
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																																	
加算率	標準	S ₀	全体数量																																																																																	
	1工事の施工規模が標準より小さい場合(100m ² 未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	全体数量																																																																																	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量																																																																																	
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。																																																																																			
	夜間作業	K ₂	対象数量																																																																																	
	通常勤務すべき時間帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。																																																																																			
裏込コンクリートを施工しない場合	K ₃	対象数量																																																																																		
空積の場合	K ₄	対象数量																																																																																		
区分	記号	コンクリートブロック積工	ブロック積工																																																																																	
加算率	施工規模	S ₀	100m ² 以上 0%																																																																																	
		S ₁	100m ² 未満 15%																																																																																	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15																																																																																	
	夜間作業	K ₂	1.25																																																																																	
	裏込コンクリートを施工しない場合	K ₃	0.95																																																																																	
	空積の場合	K ₄	0.85																																																																																	
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																																	
加算率	標準	S ₀	全体数量																																																																																	
	1工事の施工規模が標準より小さい場合(100m ² 未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	全体数量																																																																																	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量																																																																																	
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。																																																																																			
	夜間作業	K ₂	対象数量																																																																																	
	通常勤務すべき時間帯(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。																																																																																			
裏込コンクリートを施工しない場合	K ₃	対象数量																																																																																		
空積の場合	K ₄	対象数量																																																																																		
積算上の注意事項																																																																																				

改定理由	一部改定	改定 現行
現行	改定	備考
<p>4. コンクリートブロック積工(調整コンクリート・小口止)参考図</p> <p>正面図</p> <p>A</p> <p>天端コンクリート (設計面積に含めない)</p> <p>■ ブロック積本体 ■ 調整コンクリート ■ 小口止（設計面積に含めない）</p> <p>A-A断面</p> <p>天端コンクリート (設計面積に含めない) 調整コンクリート</p> <p>設計面積</p>	<p>4. 参考資料 参考図(コンクリートブロック積工(調整コンクリート・小口止))参考図</p> <p>正面図</p> <p>A</p> <p>天端コンクリート (設計面積に含めない)</p> <p>■ 小口止 (設計面積に含めない)</p> <p>■ ブロック積本体 ■ 調整コンクリート ■ 小口止（設計面積に含めない）</p> <p>A-A断面</p> <p>天端コンクリート (設計面積に含めない) 調整コンクリート</p> <p>設計面積</p> <p>■ 洞込コンクリート ■ 埋込コンクリート ■ 裏込め材</p>	<p>表題の修正</p> <p>説明の追加</p>
積算上の注意事項		